

議事日程（第2号）

平成22年12月13日（月）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 鳴原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において7番議員 昆久美子君、8番議員 菅野意美子君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで9日の福島地方広域行政事務組合にかかる遠藤宗弘議員の質問の中で答弁もれがありましたので、企画財政課長から発言を求められております。これを許します。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 川俣ホーム整備事業におけます福島市の負担金にかかる遠藤議員からの質問に対しまして、調査をいたしますとお答えしました件につきまして、ご答弁を申し上げます。

川俣ホーム施設整備事業にかかる負担金につきましては、施設整備事業費から国県補助金を差し引いた補助残額の7億7,186万円を、そのうち2億円を福島市が負担をしまして、残りの5億7,186万円を当時の伊達9町が債務負担行為により借入れに対する元利償還金分として負担をしております。また、梁川ホーム施設整備事業の特養ホームとケアハウス分につきましては、当時の1市9町で施設整備事業費から国県補助金を差し引きしました補助残額の借入れに対する元利償還金を負担しておりますが、福島市の負担割合は35%となっております。川俣ホーム施設整備事業にかかります福島市の負担額について、当初3億円であったとのことにつきましては、施設整備事業にかかる書類では判明いたしませんでしたが、補助残額の35%相当額が約2億7,000万円でありましたので、それに借入利子を含めた額として類推されるところでございます。以上で答弁いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

2番議員 高橋真一郎君の登壇を求めます。高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） おはようございます。2番 高橋真一郎でございます。まずは、古川町政3期目の船出誠におめでとうでございます。元気いっぱい、笑顔いっぱいの町、川俣のまちづくりのため全力で頑張っていただきたいと思います。

さて、今回、私は、町民の安全、安心から町民の不安を取り除くため、次の2点について町の考えを問いたいと思います。

まずは1点目、口腔がん検診を実施してはでございます。町では様々ながん検診を実施していますが、がんは胃などの臓器だけでなく、舌や歯茎など、口の中にできる口腔がんもあります。このがんも早期発見が治癒の大きな決め手になります。しかし、胃がんなどのような公的検診制度がございません。自立の町として県内に先んじ、口腔がん検診を実施してはと思います。

2点目でございます。マイクロバスの更新を考えているのかであります。公用車の中で更新時期が来ている車両が多くあると思います。特にマイクロバスは、公民館の交流事業や地区の行事、そして町の事業等の町民の利用が多いと思います。町民が安心して利用できるように、早期の更新を望みます。

以上、2点について町の考えを問います。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆さんおはようございます。今日、明日と一般質問となりました。ひとつよろしく願いを申し上げます。

2番 高橋真一郎議員の質問に答弁をいたします。

最初に、第1点目、町として県内で先んじて口腔がん検診を実施してはどうかのご質問でございますが、口腔がんは口の中にできるがんの総称で、発症する場所によりまして、舌がんや歯肉がん、口腔底がん、頬粘膜がんなどに分類されます。日本国内では、口腔がんの大部分が舌がんで、次いで口腔底がんや歯肉がんの順で発症しております。また、口腔がんを発症頻度で見えますと、がん全体の約1%から3%と決して多くはありませんが、全国では年間で約7,000人がかかっておりまして、死亡率も高く、早期発見による早期治療が大切とされております。川俣町における平成16年度から平成21年度までの6年間の死亡者数を調査いたしましたところ、合計では1,363人の方が亡くなっておりまして、そのうち悪性新生物、いわゆるがんでの死亡者は319人で、死亡原因の23.4%を占めております。がんによる死亡者のうち口腔がんの原因の方は4名おりまして、本町でも過去6年間におきまして、がん全体の1.3%を占める割合で、口腔がんにより死亡されているという状況となっておりますので、早期発見のためには、検診が重要であると考えております。現在、福島県内で口腔がん検診を実施している市町村は、ございません。全国的には、大分県中津市と千葉県市川市の二つの市が、歯科医師会に委託をして、自治体主体で検診を実施しているとのことでございます。このような自治体主体での検診実施の動きに対します新たな取り組みといたしまして、平成21年11月に、東北6県の歯科医師会と北海道歯科医師会、岩手医大など、7つの大学の歯学部で設立された東北口腔がん対策推進会議が、口腔がんの検診を推進しております。福島県におきましても、県歯科医師会が早期検診の実施に向けまして、県内の歯科医師や県立医大などの病院と協議を進めているということでございます。町といたしましては、平成21年度から一定年齢の女性を対象に無料クーポン券を発行して、子宮がん検診と乳がん検診の受診を推進しておりますとともに、今年度からは新たに女子中学生を対象としまして、子宮頸がんの予防のためのワク

チン接種費用の一部助成を県内では先駆けて実施をいたしております。また、肺炎により重症化しやすい高齢者を対象に、肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成に加えまして、子育て支援の観点から、これまでの妊婦検診費用の全額助成のほかに、来年度は幼児の細菌性髄膜炎を予防する、ヒブワクチン接種費用の助成等を現在、検討しております。ご質問の口腔がん検診の早期実施につきましては、現在、県歯科医師会等におきまして、検診実施に向けての協議が進行中でございますので、その動向に注目をしながら、町民皆様に受診していただく各種がん検診の体制を確立する中で、検討をしてまいりたいと考えております。

次に、第2点目、公用マイクロバスの更新についてのご質問でございますが、現在のマイクロバスは、平成4年7月に車両のリース契約により配置し、その後、平成10年7月に買い取りを行い、運行開始後18年を経過しております。運行開始からの経年劣化による修繕が増加傾向にはございますが、車両点検等の維持管理を含め、運行の安全と車両の保全に努めているところでございます。また、マイクロバスの運行に関しましては、川俣町マイクロバス管理運営要綱に基づき、町の事業及びこれに付随して各団体が行う研修活動などに運行しており、これら活動の活性化にも寄与しているところでございます。運行回数では、平成20年度が年間127回、平成21年度が123回、本年度11月までの実績では122回、月平均の運行回数は約10回程度で推移しております。東京都など首都圏への乗り入れにつきましては、ディーゼル車の排気ガス排出規制により制限されておりますが、首都圏への運行に際しては、スクールバスの有効活用などにより、対応している状況でございます。したがって、町マイクロバスの更新につきましては、マイクロバスの運行状況、経年劣化による車両状況、安全性などを総合的に判断する中で、更新時期などについて、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 口腔がん検診につきまして、今、県医師会の方で検診をやって、そして1月以降の運用を目指しているというようなことでございますけれども、町の体制として、この歯科医師との協議等はやっておるのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

歯科医師会との協議についてのご質問でございますが、この協議に当たりまして川俣町は参加をしております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 私は、今、県医師会と言ったんですが、町の医師会との協議はしているんでしょうかという話しをしたんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

町の医師会、町の歯科医師会ともに併せまして、協議には参加しておりません。

協議を行っていない状況にありますので、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 町の医師会、町の歯科医師会とも協議をしていないというようにございませうけれども、年間を通してどのような協議をしておりますでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

協議の進み具合という質問でございますけれども、ただいま町長の答弁にもございましたとおり、東北6県の歯科医師会と北海道歯科医師会等が中心となりまして、東北の口腔がん対策推進会議におきまして、口腔がん検診の推進体制をまだ整備始まったばかりということであります。平成21年11月以降ということで。その中で岩手県では、東北6県、北海道を含めた6県1道の中では、岩手県では県医師会と岩手医大がその準備態勢が整ったということで、今年度から検診が実施されているという情報であります。福島県内的には、福島県歯科医師会において、今年度中の実施に向けて県内の歯科医師会、医大のほか4か所程度の病院と協議を進めているということでございますので、まだ川俣町内的には進行がしていないというのが実態でありますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 北海道、東北では、岩手県が先んじてやっておるということは私もちょっと存じてはおりますけれども、それだけでなく様々な事業でこの川俣町で医師会、そして歯科医師会とどのような話しをしていますかということを知りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

まだ、そういった口腔がんの検診体制については整備をされておられませんので、通常の歯科医師に問診とか視診、触診、細胞検査など、通常の歯科医師等が検診を行う中で、異常があればそういった口腔がんを疑うという、その後の検診になりますけれども、現在につきましては、町内の医師とは協議をしておられませんので、通常の歯科の治療の中で、そういった検診につなげていただけるというふうに考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 質問者にもう少し具体的に聞きたいことを質問してください。ちょっと行き違いになっていきますので。高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 私の聞き方が悪いんだか、口腔がん検診の問題じゃなくて、様々な問題が医療関係の中であるでしょう。その中で、この町として医師会、そして歯科医師会とどのような話し合いをしているのか、町と川俣町の医師と歯科医師会の方々とどのような協議をしているか聞きたいという質問をいたしました。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋真一郎議員の質問に答弁をいたします。

どのような協議をしているのかという質問ですけども、それぞれ歯科医師、またお医者さん方と学校医をお願いしておりますから、学校の問題における問題点、あるいはまた今、成人病の検診をやっておりますので、そんな中で受診率を少しでも上げたいというようなことで先生方ともお話をしておりますし、また、いろいろと今、がんの死亡者も出ております。そんな中で予防について、どのようなことをしたら良いのかということについてもお話をしております。その中では今、答弁いたしました口腔がんについては、まだ、話しが出されていないということでございます。ただ、肺炎球菌ワクチンなどにつきましても、高齢者の方も含めて亡くなる原因というのは肺炎というのが非常に大きな要素になっているんだそうであります。ですから、こういったワクチンについての投与については、やっぱり大事だという話しもお聞きしておりました。そんなことで22年との当初予算にあげたということでございます。また、子宮頸がんワクチンについても、これも先生方との話の中で指摘をされてきておりました。また、先ほど答弁の中にふれましたけども、ヒブワクチンも、これらについても小児科の先生方からは話しを出されております。医療懇談会も含め、また、いろいろと学会の関係も含めて先生方とお話の中で、なんとしても川俣町民の皆さん方の医療の充実などを図りながら、健康な町民の生活を守っていくという立場に立った中でですね医師会の皆さん方との話しというような、それぞれ保健センターを中心になりますが、話しを進めていただきながら町の検診の向上に努めているというような現状でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 全体的な医師会との話しはしていないということで、そして、個人的な関係で先生方と個々に様々な協議をしているというようなことの説明だと思います。そういうふうに言ってもらえればいいんですけども。

それでは、次の質問に移りたいと思います。口腔がん検診は終わりたいと思います。

2番目、マイクロバスの関係で質問したいと思います。スクールバスで東京に行く場合は対応するというようなことでございますけれども、町長はスクールバスで東京に行ったことはあるのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

町のマイクロバスの運行状況にあたりましては、先ほど町長が答弁申し上げましたが、東京の利用に際して、今年は1件ですね、東京川俣会の総会の際に、スクールバスを活用させていただきました。町長については、スクールバスの首都圏への乗り入れについての乗車はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 町の職員もスクールバスに乗って東京川俣会の方に行ったかと思っておりますけども、乗り心地はいかがだったのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

乗り心地と申しますと、それぞれ乗った方の感覚もございますが、スクールバスは新たに購入したバスということで運行しておりまして、それぞれ快適な乗車になったと理解してございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 企財課長が乗っていったかと思いますが、企財課長はいかがですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 東京川俣会の方には、私も添乗して乗っていきましてけれども、ただいま総務課長の答弁にあったとおり、特に問題なく往復大丈夫でした。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 非常に快適だったということでございますが、いやスクールバスはしょせん近辺へ乗るだけのスクールバスなんです。マイクロバスとスクールバスは造りも違いますし、本当に疲れますよ。疲れるというようなことで、今のマイクロバス、座席も外れるんですよ。マイクロバスの座席が外れちゃうんですよ。そんなマイクロに町民の乗車をして良いものかという思いで、本日質問しているわけでございますので、何と言ったらいいのかな、早急にしてもらえればいいんですけど、検討していただきたいので、本日やったわけでございます。これで私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、5番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 5番 菅野清一であります。私は、今定例会に臨み、先に通告してあります大きく2件、細部7件について当局の姿勢を質すものであります。

まず、1件目は、本町の基幹産業である農業の振興策とこの現状についてであります。本年は春の低温と夏の高温障害により、米をはじめ著しい品質低下により、野菜、花き、葉たばこ、あらゆる農産物価格の低下を招き、農家経済はもとより地域経済に大きな影を落とす結果となっております。米に至っては、J Aグループ福島によると、J A委託販売分の22年度産米の1等米比率が約66%にとどまり、前年同期の92%と比べ26%の大幅な減となり、前年度産米の過剰により価格下落が相まって大幅な価格減少に悩まされております。J A県本部の試算では、米販売高で約230億円の減収と見込まれております。米の価格補償制度も今年から新たに制度としてスタートした戸別所得補償制度もその内容の不明確さと農家説明も大幅に立ち遅れ、作付けの大半を終えたころの取組みになるなど、戸別所得補償の加入をしていない農家は、米価格の暴落がそのまま減収となり、かつてない打撃を受けている現状にあります。特に米所である会津地方の農家はその問題が深刻であり、会津若松市では1俵60キロ当たりの下落幅の半額を補助する補正予算を予定しております。また、郡山市では米農家を対象とした貸付けの1.3%分を利子補

給することにしております。他の農作物の価格も大幅に下がっておりますが、特に米はその落差が激しく、コシヒカリ 1 等米の価格が平成元年に 2 万 2,800 円だったのに対し、本年は 1 万 200 円と半額以下になっております。しかも、JA の調査によると、川俣町分も 22 年度産米予約 5,600 俵に対し、現在 4,600 俵の取組みとなっている現状にあります。加えて民主党政権は、日本とオーストラリアによる、いわゆる EPA 交渉、日本とアメリカによる FTA・EPA 締結にも推進の立場であり、更に今、大きな問題となっている環太平洋戦略的経済連携、いわゆる TPP への参加を明らかにしております。来年度から所得補償制度のいわゆる規模加算での加算、そして、大豆、麦などへの畑作営農も戸別所得補償制度を導入する予定と言われており、これは明らかに TPP への補償を意味するものであると言われております。これまでの関税を撤廃し、国内農業の競争力をつけようという、いわゆるスケールメリット論は、これまで自民党政府の国際分業論に始まり、次々と輸入自由化を進めながら、選択的規模拡大路線をしてきた失敗、そして、平均耕作面積が 1 ヘクタール未満の我が国農業事情の中で、4 ヘクタール以上の農家しか農家と認めないという、先の品目的横断的経営の破たんなどにより、昭和 40 年代はじめ、560 万人の農家人口が今日 260 万人まで減少し、農業就労人口の平均年齢が 66.8 歳という、今日の農業の現実をつくってきたという歴史的事実を今、民主党政権は何も学んでいないことを明らかにしております。農水省の試算によると、もし、日本が TPP に参加し関税を撤廃した場合、米の生産額は約 1 兆 9,500 億円減少し、農産物全体で 4 兆 1,000 億円の減少となり、農業食糧自給率は 46% から 16% に大きく後退し、更に関連産業の影響も含めると、TPP は 7 兆 9,000 億円減少し、約 340 万人の失業者が出るという結果が示されております。このような危機的状況から今、全国的に JA 中央会や JA 県連、そして都道府県議会や自治体などで、TPP 参加反対の決議や意見書提出が出されている状況にあります。今日、自然障害のみならず国の農業政策の大失敗により、農業収入が大幅に減収する。そして、長引く景気低迷により兼業農家の農外収入もここ 5 年間で約 3 割ほど減収になったと言われております。地域経済を守り、中山間地農業を維持、発展させていくためには、唯一拡大再生産可能な農業を基幹産業として位置づけ、行政としてどうサポートしていくのが大きく問われている現状にあります。私は、そのような観点から次の 3 点について、当局の考えを質すものであります。

1 点目として、米価をはじめ農産物価格暴落に対する町の具体的な対策は何かあるのか。

二つ目として、TPP 参加による日本農業の崩壊は明らかであるが、町としてはどのような考えをしているのか。また、その対策はあるのか。

三つ目として、第 1 次、第 2 次構造改善以降、35 年、40 年が過ぎて、農業用の用水路、ほ場の整備が急務となっているが、これらの整備計画の具体的な計画は考えているのか。この 3 点についてお尋ねします。

次に、富岡興業が所有する旧産業廃棄物処分場の対策についてであります。同施

設は、昭和60年創業時より毎年のように度重なる事件、事故を繰り返し、一昨年の福島市での不法投棄の逮捕により有罪判決を受け、つい昨年11月26日付ですべての許可が取り消されております。以後、施設の管理、維持のみを行っているところではありますが、あの膨大な施設の管理を2～3人の社員で行っているため管理が行き届かず、埋立施設からの浸出水、覆土上部の体流水の管理などが不十分なため、県がボーリング調査をしたところ、震度5程度の地震で埋立処分場法面が3か所ほど崩壊する恐れがあるとのことが判明し、去る11月19日付けで県の特別措置命令が出されたところでもあります。これまで何度も富岡興業に対し、水処理や土堰堤の補強に対する改善命令が出されてきましたが、的確な対策が示されなかったため、県の代執行を含めた措置命令が出されたものであります。去る12月2日、この措置命令に対する住民説明会が開催されましたが、県による措置命令による中味を聞いて、住民一同唖然としたものであります。県による代執行ということなので、よほどきちんとした中味のある計画かと思っておったら、その中味は予算的にも技術的にも何もまだ決まっておらず、何ら具多的なものではなく、処分場の体流水も浸出水も浄化処理をせず、蒸留プラントによる浄化のみで排水基準値内であれば、そのまま口太川に放置するという、全くお粗末なものでありました。これでは、これまでの富岡興業がやってきたことと何ら変わらないものであり、住民の怒りを増大する結果となっております。この説明会で明らかになったことは、まず、第1点目として、処分場内での既に硫化水素ガスの発生が見られていること。処分場内の地下水から有機リン系化合物のトリクルメタン、チクロロメタンという基準値を超えたヒ素類が発生していること。また、周辺民家の井戸水からも有機リン系化合物が基準値内とはいえ、検出されていることが明らかになっております。これは既に地下水汚染が始まっていることを意味しているものであります。三つ目として、第1、第2それぞれ処分場の浸出水から高濃度の有機リン系化合物検出されていること。これは平成元年に有害物質とされ、法律施行規則前に埋められたものとはいえ、地下水汚染の環境であり、現状では違法状態になっていること。四つ目として、県にある代執行も具体的な計画、予算、工法、工事計画も何もないと。県による代執行は技術的、オール的方法という調査の方法ということで、調査の方法は燃料費がかかるので、老朽化した浄化プラントによる浄化方法のみで、基準値の甘い排水基準で行うこと。これらの内容から考えると、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる産廃法は、公害から住民を守るための法律ではなく、正に事業者を養護する法律であることが明らかとなっております。富岡興業の問題は、我が国産廃行政の縮図を見る思いであります。このような観点から住民の命と財産を守るために、いかに憲法第25条の精神にのっとり、地方自治体の主権と自治権がいかに大切であるかということを自覚された住民説明会でありました。そこで、私は次の4点について、当局の姿勢を質すものであります。

いわゆる県による安定化対策特別措置命令を受けて、じゃ町は具体的に何をしようとしているのか。

二つ目として、水質検査や土壌検査などによって、福島県はこれまで対応していると言っていますが、町にはどのような報告をして、県はどのように対応しようとしているのか。

三つ目として、昨年１１月、取消しになった時点で、町は公害防止協定は生きているという明確な答弁をしております。そういう意味では、公害防止協定をこれからどのように生かしていくつもりなのか。

そして、四つ目として、地元としては処分場埋め立て地内のごみの完全撤去を求めているのが実態であります。この点について、町の考えを質すものであります。

以上、質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） ５ 菅野清一議員の質問に答弁いたします。

最初に、第１点目、農業施策についての１番、米価をはじめとする農産物価格暴落の対策はについてのご質問でございます。まず、米価につきましては、全農の仮渡し金の米６０キログラム当たりの単価が、コシヒカリ９，４００円、ひとめぼれ７，９００と公表されておりますが、昨年と比較しますと、コシヒカリが２，６００円の減額、ひとめぼれが３，８５０円の減額となっております。青果物及び花き等につきましては、収量の減収、または需要時期に対応できなかったもの等がございますが、価格は昨年同等か、または上回っているところでございます。米につきましては、今年度より国の施策によります戸別所得補償モデル対策が行われており、過去３年間の販売価格を下回った場合は、その差額を交付されることになっております。差額の確定は、平成２３年３月の予定となっておりますので、今後の確定状況及び交付状況などを注視してまいりたいと考えております。米につきましてはの対策は、今後の状況を見定めながら考慮してまいりたいと存じます。

次に、ＴＰＰが実施された町の農業の影響はについてのご質問にお答えをいたします。ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加した国は、原則として、すべての物品の関税を撤廃する中、サービスや物流など、幅広い分野の貿易を自由化するための国際協定であり、物、サービスなどに関する関税や非関税の障壁をすべて撤廃するという、これまでにない貿易協定でございます。ＴＰＰに現状の農業政策のまま参加することになった場合には、町の農業への大きな影響はもとより、その関連産業を含めた地域産業全体に対し、多大な影響を及ぼすものと懸念しております。

一つ目としては、人、物、サービスに関する関税や非関税障壁をすべて撤廃するという、これまでにない貿易協定で、地域経済社会に計り知れない打撃を与えることは明白であり、貿易効果のみに目を向け、中小零細企業も含む国民生活や雇用、更には国土保全・水源涵養といった農山漁村が果たす公益的機能への影響を無視しているものと考えているところでございます。

二つ目としては、国においては、来年６月までに農業改革の基本方針を定めて、食糧自給率向上や農業、農村の振興とＴＰＰの両立を図ろうとしておりますが、一

方では10年後に麦、大豆等の増産により、食糧自給率を50%に引き上げると閣議決定しており、その両立が可能なのかどうか疑念が残るところでございます。T P P交渉参加国と日本の平均関税率を見ますと、コンニャクが1,706%、えんどう豆が1,085%、米が778%、落花生が593%、タピオカでんぷん583%、小豆403%、バター360%、粗糖328%、大麦256%、小麦252%、生糸245%、いもでんぷん234%、脱脂粉乳218%などとなっておりますので、これらを撤廃すれば、海外から安価な農産物が流入し、価格競争で太刀打ちできないことは明らかであり、まず、町内の農家はもとより、国内農家の生き残りを可能にする貿易の自由化に対抗できる対策、環境の整備が不可欠であると考えているところでございます。去る11月30日に県内地方6団体において、T P P協定については、本県をはじめ我が国農林水産業、農山漁村の持続的な発展が図られるよう、慎重に対応することとし、緊急要望書を関係各府省並びに県選出国會議員へ提出したところでございます。更に、12月1日、全国町村長大会におきましてもT P P反対を明確に表明する特別決議を行ったところでございます。

次に、農業用水路、ほ場整備の計画の現状はについてのご質問でございますが、用排水路、ほ場、農道などの整備現状につきましては、維持補修事業として予算を確保し、施設の修繕、維持補修に伴う重機借上げ、施設破損等による資材支給などを実施しているところでございます。規模が大きな場合には、県営事業や県単事業での取り組みが可能かどうか調査を行い、県へ要望を申し上げているところでございますが、県対応の事業につきましては、県における予算の確保が難しく、思うように事業推進ができていない現状にございます。特に大規模な農業用水路、ほ場等の整備につきましては、農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を通じて、中山間地域の立地条件を活かした農業と活力ある農村づくりを促進するため、併せて国の事業の地域における定住の促進、国土、環境の保全等に資することを目的とした中山間地域総合整備事業への取り組みが必要と考えております。町といたしましては、中山間地域総合整備事業に取り組むことができるかどうかを含め、県と相談をしながら進めているところでございます。

次に、第2点目の産業廃棄物処分場の現状についての(1)、措置命令を受けて町の対応策はについて申し上げます。福島県は、去る11月19日、法人としての富岡興業株式会社及び関係する現・元役員4名に対し、産業廃棄物処理法第19条5に基づく措置命令を発出いたしました。その内容は、同社が山木屋に設置している旧産廃管理型最終処分場について、埋立法面の崩壊により埋め立てられた廃棄物が飛散流出し、周辺的生活環境の保全上支障が生じるおそれがあるため、崩壊のおそれを除去するために必要な措置を講ずること。二つ目に、埋立法面の崩壊により、処分場内に滞留している汚水が流出し、周辺的生活環境の保全上支障が生じるおそれがあるため、滞留している汚水を除去し、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令に定める排水基準を満たすよう処理することの2点についてであります。期限は、平成22年12月20日を着手

期限とし、平成23年7月20日を履行期限とする措置命令でございます。これは、県が行った地質調査の結果、埋立法面の上部が崩れるおそれのあることが判明したため、県は富岡興業に対し、処分場の安定化対策を講ずるよう行政指導を行ってまいりましたが、富岡興業から対処策を講ずる明確な考えが示されなかったため、措置命令を発出したものだとということでございます。その措置命令を受け、町の対応はとのご質問でございますが、町といたしましては、県において、富岡興業株式会社及び現・元役員4名に対して、当該命令を発したのでございますので、住民の安全な生活を守るため、誠実な履行をしっかりと確保するよう考えております。県は、その履行までをしっかりと監督する責任と義務のもとに、措置命令の目的が達成できないときには、命令を受けた者に代わって県が行うという、いわゆる代執行にまで言及しておりますので、今後とも県に対しまして、地域の皆様の声をお伝えしながら安心、安全の確保がしっかりと図られるよう、対応してまいりたいと考えております。ただいま申し上げました措置命令や水質結果等の結果につきましては、12月2日、木曜日、午後7時から山木屋公民館ホールで、県の主催により開催された富岡興業株式会社に対する措置命令にかかる住民説明会において、住民の皆様にも説明がなされたところでございます。

次に、(2)の水質検査や土壌検査など福島県の対応をどう考えているのかについて申し上げます。ただいま申し上げました12月2日の住民説明会でも、福島県から処分場内周辺の水質、河川の底質（泥）に関する調査結果が配付されました。その資料によれば、県は場内汚水検査、排水処理施設機能確認調査、場内地下水検査、下流公共用水域調査、周辺地下水調査などを定期的に行っており、加えて臨時調査として、河川の底質（泥）の検査を行っているとの報告でありまして、県は責任のある対応をしているものと考えております。

次に、公害防止協定をどのように活かしていくのかについて申し上げます。公害防止協定は町と富岡興業株式会社との間に、昭和60年9月27日付をもって、同社の設置する産業廃棄物処理施設の操業による公害の発生を未然に防止するために、締結した協定でございます。施設の所在する地元町といたしましては、今後も、この協定を拠り所として県との連携を密にしながら、事業者に対しまして指導をしてまいりたいと考えております。

次に、地元としては完全撤去を求めているが、町の対応はについて申し上げます。平成21年11月26日、富岡興業に対する産業廃棄物処分業関係の一切の許可が取り消されました。町といたしましては、県の措置命令が出されておりますので、その命令によって、地域住民の皆さんの不安を解消し、安全な生活を守るよう、事業者が厳正に対処すること。その対応によって、県がどのように対処するのか、地域住民の声が十分に反映される対策になるよう、求めていく考えております。更に、町といたしましては、町は公害防止協定に基づき、県の措置命令を受けるまでに至った富岡興業株式会社の対応は、著しく不正を欠くものであると認識をしております。そのため地域住民皆さんの安全な生活を守るために、県からの措置命令を

完全に履行するよう強く申し入れる考えであります。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） いっぱいあるんですが、私には60分しか与えられていないので、もうほとんど時間がないので、4件だけ聞きます。

まず、農業政策についてでありますけど、戸別所得補償の取組みの実態について、件数内容について、分かりましたらお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ただいまのご質問に答弁をいたします。

戸別所得補償制度の取り組み状況についてでございますが、町内で取り組んだ農家の方は130人でございます。その内訳は、米戸別所得補償モデル事業に108件、水田利活用自給力向上事業に99件となっております。地区別に申請者数と事業件数を申し上げますと、川俣地区は、申請者4人、米モデル事業2件、水田利活用事業3件。鶴沢地区は、申請者6人、米モデル事業6件、水田利活用事業2件。小神地区は、申請者3人、米モデル事業3件、水田利活用事業3件。東福沢地区は、申請者4人、米モデル事業2件、水田利活用事業3件。西福沢地区は、申請者7人、米モデル事業5件、水田利活用事業5件。羽田地区は、申請者5人、米モデル事業4件、水田利活用事業3件。秋山地区は、申請者15人、米モデル事業11件、水田利活用事業12件。小島地区は、申請者9人、米モデル事業8件、水田利活用事業2件。飯坂地区は、申請者7人、米モデル事業5件、水田利活用事業6件。大綱木地区は、申請者1人、米モデル事業1件、水田利活用事業1件。小綱木地区は、申請者10人、米モデル事業10件、水田利活用事業8件。山木屋地区は、申請者59人、米モデル事業51件、水田利活用事業51件という状況でございます。この戸別所得補償モデル対策における交付額は、米戸別所得補償モデル事業で108件、919万500円、水田利活用自給力向上事業で99件、2,131万3,282円、交付額合計では、3,051万2,782円となっております。また、この事業の交付金は、11月19日に振込が行われたと連絡をいただいたところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 件数から見ても福島市もそうですけど、かなり低いですね。

福島市では17%ぐらいだと思うんですけど、飯舘とか相馬などはかなり高い比率で申込みしているんですよ。これ特にこの問題については、JAも含めてそうなんですけども、取扱業者が積極的に取組んできたという経緯もあるわけなんですけど、なぜこういう比率の低いことになったんですか。その原因は何と考えますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今回の申込み等の比率の部分でございますが、今回、初めて22年度は国の方の事業が始まったというのが一つございます。あともう一つは、国からのお示しをいただいた異論事業の案件の内容等が、3月ころがおおむね確定をいたしまして、町

民の方々にご説明を申し上げたのが3月というようなことから出発をしまして、6月の申込みまで随時申込み並びに説明会等を行ってまいりましたが、なかなか水稲作付けをされている方々に対する説明期間並びにいろんな情報の提供等がやはり期間的に短かったということだと思います。今後、来年度も同じような事業が取組まれるわけでありますので、今後、いろんな場面で周知をしながら実施をしてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 確かに遅かったというのも事実だと思うんですけども、状況の把握は、やっぱり業者は早いんですね。そういう意味でやっぱり町も農家に対する立場は同じでありますから、もっと早く取組むべきではなかったのかなというふうに思っております。特に今回の場合は総額5,600億円ほど投資しているわけですから国は予算も組んで。来年規模加算と畑作入れれば1兆2,000億円ぐらいかかると言われておるんですけど、予算もまだ確定していないというような常態であります。具体的には来年度の戸別所得補償制度についての説明なり、構想はあったんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

説明会等ではございました。内容的には、米のモデル事業の部分とあとは畑作の部分が、今後、新たに追加をされるということで、畑作の部分での特に説明等がございましたが、畑作の作付けする品種ですか、それ等がまだ明確になっていないということでございまして、なかなか町民の方又は農家の方に周知ができないというのが、現状でありまして、先ほどにも質問がありましたが、今回の今年度につきましても、なかなか思うように作付けの品種がなかなか確定ができなかったということもございましたので、なかなか3月以降にならないと皆様の方に周知ができなかったということもございます。今回、早めに情報入手をしまして、農家の方々に周知をしてまいりたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 今のその戸別所得補償制度なんです。これはやっぱりTPPでの取引条件になっているんですね、現実にはね。だから、TPPの方も1兆円以上出して、畑作にも今度規模加算もやると、その代わりTPPを認めろと言っているようなものですよ、これ国家戦略会議の議論の中身を見るとね。だから、これ今まで地方6団体も含めて反対の立場ということになるんですけど、これ強力にやらないと、本当に吹っ飛んでしまいますよ、こんな小さな町は。そのぐらいの要求の中身をはらんでおります。そのほかにもEPAもありますし、これどんどんやってきますから、これは。最後にこの問題について、町長具体的にどういうふうな要請活動というか要望活動も含めてやっていくのか。つまり、民主党が取組む玄葉君が強力に進めていますからね、国家戦略大臣ということで。これは相当注意深く見守っていく必要があると思うんですね。現実には7人も今7人も国会議員が揃

っているわけですから、福島県内で。極めて危険な政策だと私は思いますけど、この点について再度お尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁をいたします。

今、質問にあるとおりだと思います。ということは、対応、対策についての話が全然出ていない中で、この参加表明なされた。しかし、先に行われたニュージーランドでは、オブザー参加すらも断られたというような状況が報道されております。そういう中で、今、国にあっては、この対策について本当に頭を痛めながら対策を練っている状況だと私は理解をしております。質問にありましたが、今年米だけで5,600億円、来年計画されている中からいくと1兆円近くの予算が要求になる。そうしますと、5,000億円の新たな財源を確保するようになるわけですが、いろいろ言及するあれはないかと思いますが、今の財政状況の中から言えば、税制改正も含めて議論がされているのでありますが、私は大変厳しい状況にあると思っています。しかし、これをただ参加反対ということだけで、今後の日本の経済がどうなのかということについても、やっぱりこれは目を向けなくちゃならないという思いも持っております。何と言っても、今回のTPPがアメリカも参加をするわけであります。環太平洋地域でありますから、11か国になるような話してございますけれども、しかし、一番の貿易の相手国がアメリカだと。でも、近年、東南アジアを含めた中国も含めた幅広い中での活動になっているわけですが、そういった中であって危惧されるのは、自由化になった場合に、川俣町にもものづくり、製造業の皆さん方がたくさんこうあるわけでありまして、そういったところの大手、親会社の方が、いわゆるコストの面を考えれば、また、外に出ていく傾向に流れるのではないかという危惧をされている町内の企業の方もございます。ですから、これは農業だけに限らず、そういう産業全体に影響を及ぼすということは、そんなことから私も危惧しているところでございますので、これから慎重に対応するという要望にもとに、要望活動を続けているわけでございますけれども、その具体的なじゃその対応、対策について、明確に国民の前に明らかにするよう、それも町民の皆さん方にも、それを受けて明らかにしながら次の農業政策に取り組めるような対応のできる対策、対応についてのことを要望活動の中に取り入れていく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。
(午前11時00分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。
(午前11時15分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 引き続き菅野清一君の一般質問を続けます。菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 農業用水の農道、ほ場関係の整備関係なんですけど、これ中山間

地総合整備事業で検討するということなのですが、今までたぶん7件から9件近い水路整備関係の請願書が出されておって、そのたび町の持ち出しが25%ではなかなかできないというようなことでちょっと指摘した経緯があるわけですけど、用水路関係だと大体概算でどのくらいの費用と見ておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今回の水路並びにほ場整備等を計画の中でいろいろと検討をしているところでありますが、総事業としては大体4億円程度と見込んでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） これまでもずっと過去4年ほどの中で総延長の数字はともかくとして、何度も中山間地総合整備事業の話は必要なんですけど、具体的に今、検討しているということなのですが、どの程度の検討の進捗状況なのか。既にかかなりの年数が経っているわけですよ。そういう意味で実際困って、とにかく農道がだめで軽トラックが入っていけないような状態とか、農作業ができないような状態になっていることも、これかなり数あるわけですよ。その点について今、農地・水・環境の取組みはしておりますけど、大規模なという点については、例えば800ミリとか、そういうような大きな水路関係については、なかなかできないのが現実であります。その点について、中山間地総合整備事業の現在の状況についてお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

中山間地等の総合整備事業の進捗状況でございますが、昨年度、町の方では農村振興基本計画というようなことで、この計画がないと中山間地等の総合整備事業が取り組めないということでございましたので、昨年度おおむねの計画を策定をさせていただきました。その計画の下に、今、県の方とも調整しております。いつ頃から申請並びに採択等の中身かということになりますが、それは今、県の方もなかなか予算の関係並びに県の方の予算の取組み状況もなかなか不透明な状況があるということで、ここでおおむね何年度からというようなことでは正確には出てきませんけれども、なるべく早く取組んでいただくように県の方と今、調整をしております。ある程度方向性等が決まりましたら、報告等を申し上げてまいりたいと存じます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） なかなかはっきりした答え出てこないわけですけど、これもかなり前からの懸案でありますので、この点について、町長の決意のほどを伺っておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 5番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

ほ場等の整備事業でございますけれども、中山間地域でやるというようなことで計画を立て、今回、載せているわけでございますが、県の方にも話については申し上げております。また、具体的に申し上げますと、先行きはなかなか厳しいような状況であります。と申し上げますのは、秋山地区の沼ノ平の整備を始めました。これについてもだいぶかかりまして、かかったうえに今度は予算がやっぱり事業に入っているんでありますけれども、満額付かないというような状況になっております。そんな中でありますので、農業に関する予算の対応については、なかなか厳しい状況があるというような認識に立っております。しかし、先程来議論されております T P P 問題も含めて、いわゆる環境整備については大事なところがたくさん全国にあるわけでありますから、そういった中に位置づけしていくような運動も高めながら、この農業を営んでいる新たな環境整備について取組んでいきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5 番（菅野清一君） 厳しい状況は、これ町長に聞かなくとも私分かるんですけど、そこをやるのが町長の決意ということで、第3期に臨んで笑顔と元気のあふれる町ということなので、きちんとやっていただきたいというふうにお願いを申し上げておきます。

次、産廃処分場の件でありますけど、一つ目の安定化対策措置のことなんですけど、県に具体的な運営の執行を求めていくということなんですけど、じゃ具体的にどういう方法で求めていくんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

福島県の措置命令を具体的に実現させていくために、町は具体的にどうするのかというお質しでございますが、まず、命令権者と申しますか、処分場の監督とか権者は福島県でございます。被命令者は富岡興業及び取締役2名、元取締役2名、私人が4名ということになりますけれども、の方々でございます。福島県は、A社の方々に対して、命令をかけた、命令を発令したということでございます。命令でございます。やる、やらないという選択肢は、これはないんですよ。やるしかないんですね。そこで当然、県はそのようなことで、業者並びに私人に対して命令をかけておりますので、町はそのことを注意深く見守らせていただくとともに、また、事業者に対してはそのようなことで、町長も先ほど申しましたけれども、町に対しても説明を求めています。求めましたので、いついっしょるか分かりませんが、その場において、町からも当然今後の予定等については、強く確認をさせていただくということになるかと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5 番（菅野清一君） いついっしょるか分からなかったら行けばいいんじゃないんですか。それはそれとして、この処分場敷地内外に有機リン系化合物の有害物質がまあ基準値内とは言え、出ているという事実がもう県の調査によって、前回発表

されました。この件について、例えばジクロロエタン、トリクロロエタン、ジクロロメタンと、いわゆるなんというんですか、この三つもそうですし、硫化水素ガスの検知ももうされていると。この辺についての町は、公害防止協定これあるわけですけど、こういった事実は、これまで町の方に報告ありましたか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 申し上げます。

ガス及び有機化合物の関係でございますが、事業者からの報告はございません。県からはございます。ご連絡をいただきました。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） それいつ頃ありましたか。いついっしょるか分からないので、いらしたときに聞いたことなのか、求めて分かったのか、その点について。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 申し上げます。

水質検査の関係は、県が行ったときに、そのタイミングで、ちょっと結果が明らかになったタイミングでご報告、ご連絡をいただいております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） なぜこういうことを言うかと言いますと、これまでも全く問題がないんだというようなことで、ずうっと説明会をして、町は県がそう言うんだから大丈夫だというような姿勢を一貫して貫いてきたわけですね。ところが、このジクロロエタンというのは、水極性被プロサン溶液として用いられるほか、洗浄剤、ペンキ除去剤などで使われている。また、別なさまざまな有機化合物の合成において、活性試薬としても用いられる。1967年8月28日に農薬登録を受け、ジブロボスとの複合殺虫剤として、所蔵倉庫のコクボ虫や土壌の線虫に対して使用されたが、いわゆる危険性が高いということで、1986年2月に執行しております。この毒性なんです、中程度の毒性を持っており、人における致死量は30グラム～50グラムと推測されている。ただ、引火性、発がん性の可能性を持つなど、その取扱いには十分注意しておかなければならないと。トリクロエタンについてはオゾン層破壊の一つとされ、1996年から使用が禁止されたものであります。それ以来、世界のほとんどの地域で製造、使用をされなくなった経緯があります。毒性は低いものの、吸入したり飲み込んだりすると、中枢神経の抑制作用をもたらし、中毒症状としていろんな内臓障害が出てくる。特に高濃度の場合は、意識喪失が起こり、死に至る場合もある。長い間皮膚にふれると、表面から脂肪を洗い流し、炎症が起こる。これも先天性障害の一つになるなど、世界からも禁止されている一つになっております。また、ジクロロメタンについては、これオゾン層破壊の一つでもあり、また、一般環境に放出されるまで、いつまでも分解されずに残ると。現在では、PRDI生物として、大量使用者は購入量、排気量及びその中身について、環境放出量の報告を義務づけられている。人間に対しては、皮膚及び目に接触すると炎症を起こしやすく、長期に大量に吸引すると麻酔作用が示され、中枢神経を抑

制され、慢性毒性として肝臓障害が知られている。人への発がん性は証明されていないものの、動物実験では発がん性が指摘されている化合物の一種であると。いわゆるこういうものが、自然界にはないものでありますね。これが実際問題として基準値内ではあれ、これ基準値内というのはどんどん基準値内が下がっていくわけで、基準違いに出てくるわけですね。この辺の危険性を考えると、こういったものが発見されていることの状況が、今になって説明されているというのもこれ非常に問題があるのかなというふうに思っています。その点について、この県の方には具体的にはどういう方法で撤去、除去対策は求めている考えですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

ただいまの議員から種々の物質についてのお話でしたが、県が直近で言うと12月2日に山木屋地区で行いました措置命令にかかる住民説明会の折、その硫化ガスですか、硫化水素ガスはガス抜き管の内部では検出をしたが、ガス抜き管先端では検出をしていないということがありました。また、アンモニアガスも同様ですね。管の内部で検知をしたというようなことがございました。また、トリクロエタンですが、これは周辺地下水の調査の1か所ですか、1. 1. 1トリクロエタンを検出されているが、地下水の環境基準以下であり、過去の調査結果と同じレベルだというふうなことです。ということも示されたかと思います。示されております。議員お質しの部分は、場内の分析結果ですか、場内の蒸留水などに関して、そのような結果が出ているかと思いますが、もちろんその場内と場外とは異なるものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。また、水質検査の結果、県の示した見解では、特段問題だというふうな見方をしていないようでございますが、今後、町も県の結果を注目させていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 基準内であるということなんですが、基準内であろうと基準外であろうと、この施設の中のみならず外からも検出されているわけですよ実態としてね。だから、これも含めて、やっぱり公害防止協定そのものが、結局守られていないということのこれ証だと私は思うんですよ。で、この前の説明の中でも、12月20日以降、対策ない場合は県の方が代執行すると。代執行するにも技術的合理性と経済的合理性という都合の良い言葉で、結局は金かかることはやらないよと言っているわけですよ、県はね。そうですよね。今の施設、富岡興業1回まあ昨年の11月29日に許可取消しして行政処分、会社は刑事処分を受けたわけですけど、その中で、その施設を使って本当は蒸散処理すればいいんだけど、燃料代がかかるということなんですが、同じく富岡興業が持っている施設の水の浄化槽ですね、水処理プラント、これを使ってやるということなんですけど、その結果、基準値内と言えば放流させてくれという話で、地区住民からノーと言われているわけですけど、基準値と言っても、この基準値があくまでも産廃の方の排水基準ですから、ものすごい基準が甘いわけですよ、排水基準というのは。飲料水とかなんかと比べ

ても、全然。だから、これはやっぱり地元としては認められないという経過だったわけです。それで、あともう一つは、例えば今、富岡興業の取り消し処分を受けた施設を使ってやるという代執行なんです、それは法律的には何ら問題はないんですかね、刑事処分を受けた施設を県が扱うということに対しては。それは町の管轄外ということですか。その辺はどうなんですか。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

お質しは、県が代執行ということになった場合、現在の富岡興業の施設を使って水処理をすることが適法なのか適法でないのかというお質しかと思いますが、申し訳ございません、私どもがそれを適法、適法でないということを申し上げる立場ではないんですけれども、現実的な対処としては、そこにある設備を使ってやるのも自然な営みであるのかなというふうには考えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 自然な営みを聞いていたのでは時間がなくなるので、最後に二つだけ絞ってお尋ねします。

前回の説明会の中でも、いわゆるこれまでは町には提出されなかったんですが、旧岩代町、東和町、川俣町の町長名で県に要望書が出ているそうです、昭和60年に。その後、要望書の回答という形で覚書が交わされていると。この存在は知らなかったんでしょう、たぶん自然の流れですからね。この文章まだ提出されてませんけど、これ議会に出していただけますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

昭和60年の11月1日付の議員の質しの覚書が、調査の結果存在をしております。検討させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 検討してる場合じゃないですよ。即、出してください。議長名で出すなり口頭で言いますので、きちんと自然の流れに逆らわないようにしてやってください。まず、今、教育委員会では、子ども環境サミットというのをやっていますが、これ目的はなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田紀君） ご答弁申し上げます。

子ども環境サミットの目的は、地域の自然、特に地域を流れる川、そして森林、そういうものの環境を守り、将来にわたって地域の自然を守っていくための基礎、基本を学ばせる活動でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） そういうことであれば、大変生きた教材があるわけですから、是非これも富岡興業も我々の町の住む環境ということで取組んでいただきますよう、

回答を求めませんが要望しておきたいと思います。

それで、今あったように、環境基準値内であれ、現実には健康被害に結びつくような有機化合物なり何なりの実態がもう明らかになっているわけですよ。そういう中で、今、県が代執行といっても実際に予算も何もないというような状況でありますので、現実にはそう簡単に進まないというふうに見ております。そういう意味では、唯一町長が認めると言ったわけですからこの公害防止協定書。これ1条から16条までありますけど、このすべてにおいて、やっぱりきちんと町が対応することが、今、一番求められているのかなというふうに思っております。これまでも文書1本にしろなかなか出てこなかったという。昭和60年にできて、公害防止協定が明るみになったのも17年の事故以来ですよ。その間、20年近くも、これも公表されなかった。そして、覚書についても担当部局は知らなかったと。知らぬ存ぜぬの中で、こういう形がどんどん進んできたというこういう事実あるわけですから、最後にこの件について、住民の安心、安全を守る立場の町長として決意のほどをお伺いしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 時間ですので、以上で菅野清一議員の一般質問を終了いたします。

（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） あの事実関係なので、これ正確にお願いしたいんですけど、先ほどの答弁で、すべて基準値を下回っているんだという答弁だったんですよね。過日の件の説明会で私も参加させていただきましたが、県からいただいた資料、あるいは県の職員も言っていましたけども、周辺地下水のナンバー4においては、1.1.1トリクロエタン、これについては基準にオーバーしていますということを県は明確に言っているわけですよ。先ほど来の答弁は、全部基準値以内だということなんですけども、本会議での答弁ですから町民の方々も傍聴していますし、その辺はどちらが正しいのか、県が言った方が正しいのか、課長の言った方が正しいんだか、明確にお願いしたいんですけど。

○議長（佐藤喜三郎君） あの関連は認めないんですが、事実と違うのではないかという疑問ですので、課長、ここで答弁できれば答弁してください。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

私、12月2日に開催されました富岡興業株式会社に対する措置命令にかかる住民説明会の次第、正にお手もとにあるその次第の2ページを今、読まさせていただきました。その中で3の(2)のウでございます。そのまま読みます。

ウ、周辺地下水の調査結果、平成22年9月29日実施において、ナンバー4時点で、1.1.1トリクロエタンが検出されているが、地下水の環境基準以下であり、過去の調査結果と同じレベルであるというところを読まさせていただきました答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、次に移りたいと思います。

次に、6 番議員 齋藤博美君の登壇を求めます。齋藤博美君。

○6 番（齋藤博美君） おはようございます。6 番議員 齋藤博美であります。質問に入る前に申し上げます。古川町長 3 期目の当選おめでとうございます。波はますます高く荒れてくると予想されますので、川俣丸の舵取りを上手に間違いなくしていただきたいと思います。まず、お願いするところであります。また、当町には日本一の事象はいろいろありますが、今般、山木屋太鼓やまざるが、太鼓日本一の偉業を成し遂げました。改めて心より拍手を申し上げます。

さて、町長がいつも話している町を元気にする、そして住んで良かったと思えるまちづくりを達成させるためには、産業の振興、企業の誘致、観光産業の伸展によって、雇用の創出が可能となり町が活性化し、結果として人口の減少に歯止めがかかってくると、私は思うのであります。このことを実現し、達成できる知恵と情熱とパワーは、町職員にはあると私は信じるところであります。なぜなら、当町最高の頭脳集団が役場であると理解するからであります。しかし、もしもこの知恵という宝を十二分に発揮、いかされないとしたら、町民にとっては大きな損失であります。民間の企業と役場の大きな違いは、役場には数値目標がなく、仕事のやり方にあると考えます。民間の会社であれば、組織的に数値目標が示され、徹底的に仕事の能率アップに努め、間違いに気付けば直ちに変更し、組織として動き、仲間と知恵を出し合って改革を成し遂げ前進します。役場のやり方は、先例、前例、慣例を多くの場合に用います。また、ほかの自治体の実例を参考とし、仕事を行うのが実態と思うのであります。ほかの部署との連携とか同僚との会話、知恵の出し合いはあるのでしょうか。結果として、町職員の話し方、書き方、やり方、考え方が決まってしまうのであります。このような実態であるとするならば、町の改革も発展もなくなってしまうのではと危惧するのであります。今の社会は速いスピードで進化し、変化しています。それに伴って、町民のニーズも多様化し、役場に求められることは増えるばかりの現在であると思います。厳しくなるばかりの財政事情であり、ますます進む少子高齢化に対応していくのには、頭の切り替えと発想の展開が最も求められると考えます。そこで、元気なまちづくりを実現可能とするために、町活性化専門のチームかわまたとなる仮称「町いかす振興室」をつくるべく、次の 4 点を当局に伺います。1 点、新しい発想、変わった考え方を持つ若い職員配置の「町いかす振興室」をつくるべきと思うが。2 点、交流人口を増やす観光振興策はどうか。3 点であります。耕作放棄地を利用するため、農業活性化策はどうか。最後の 4 点であります。産・学・官交流組織の発展策はあるのか。以上 4 点を伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 6 番 齋藤博美議員の質問に答弁をいたします。

最初に、町活かす振興室を作ることを質すの(1)、新しい発想を持つ職員を配置し、「町いかす振興室」を作るべきと思うがについてのご質問でございますが、地方分権が進む中で、これからの職員には新たな発想で政策課題を的確に把握し、困難にくじけることなく、いわば起業家的な発想でまちづくりに取り組むことが必要

であると認識しております。町といたしましては、創造的に政策を組み立て、責任をもって政策を実行していくというような能力を持つ職員を育成するとともに、限られた人的資源の中で、最大限に職員の能力を発揮し、町民の満足度を高めるため、県内自治体の合同研修機関である自治研修センターを効果的に活用し、職員の研修に努めているところでございます。また、平成5年度より職員提案制度を設け、職員の自由な発想による業務への取り組みを奨励することにより、職員の自己啓発を促し、士気の高揚に努めているところでございます。このようなことから、特定の課、室等に固執せず、職員それぞれが最大限の力を発揮できるよう、自己啓発を奨励し、研修の機会を充実させてまいりますとともに、平成21年度から実施している自治会担当職員制度にも積極的に取り組み、これまで以上に職員が地域に出向き、直接町民の皆様とともに地域の抱える問題、町の現状、政策等々を話し合いを深め、協働のまちづくりが進展してまいる考えでございます。

次に、(2)の交流人口を増やす観光振興の方策はにつきましては、様々な地域の人々と交流によって地域が活性化するように、地域間交流の促進と様々な地域資源を十分に活用し、観光産業の活性化を図るため、豊かな里山の自然や農林業体験など、地域の特性を活用した体験型、反復型の観光振興に取り組み、観光客の誘引については、多様な媒体を活用した情報の発信、誘客活動の展開、更には、案内サインの充実など、観光基盤の整備を進め、町内観光スポットを結ぶ回遊ルートの整備や新たな観光資源の発掘、開発、接客サービスの向上などを促進して、観光の振興に努めてまいりたいと考えております。更に、振興計画における交流人口を増やす施策として、都市部との交流の促進、二地域居住の推進、子どもたちの交流活動や二地域居住体験などの拠点施設としての小島ふるさと交流館の活用を今後とも図ってまいりたいと考えております。

次に、(3)の耕作放棄地利用の農業活性化策はについて申し上げます。町といたしましては、農地の所有者、JA、各種関係団体機関とも連携を図り、耕作放棄地解消に向けた取り組みを行なっているところでございますが、昨年12月に農地法が改正になり、この法律の目的が大きく変わりました。これまでは、農地を、その耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地取得の促進を基本的な考え方としてきましたが、今回の改正により、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割を踏まえつつ、第1点は、農地を農地以外のものとすることを規制、第2点は、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利取得の促進を基本的な考えとすることになり、新たに農地の所有権、賃借権等を有する者は、その適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規制が設けられました。また、遊休農地を有効活用する対策の充実についてもうたわれ、農業委員会が毎年1回農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者に対し、指導、通知、勧告をすることとなりました。これは、一つには、1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。二つ

には、周辺の農地と比べて低利用となっている農地の土地所有者に対し、農地をきちんと利用するよう指導することとなります。この指導に従わない場合に、土地所有者に対し、遊休農地であることを通知します。通知を受けた土地所有者は、農地をきちんと利用する具体的に示した計画書を提出していただくようになり、計画書が不適切の場合等は、所有者に対し、誰かに貸すなど、必要な措置をとるよう勧告することになります。この勧告に従わない場合は、遊休農地を利用したい者に利用できるように協議を行わせ、協議が不成立の場合には最終的に県知事の裁定により、遊休農地を利用したい者が特定利用権により、利用できるようになります。このように、農地の所有者が効率的な利用を図る責務が、求められてきております。活性化策としましては、農地の所有者、JA、各種関係団体機関とも連携をして、法改正に伴う農地利用集積円滑化事業制度の利活用と町施策の耕作放棄地解消対策事業、そして、国事業による耕作放棄地再生利用交付金事業を活用しながら、活性化が図られるよう努めてまいります。

次に、(4)の産・学・官交流組織の発展策はについて申し上げます。町では産・学・官交流組織として3年目になります。金属加工事業所の皆様に組織されている川俣マテリアル交流会がございます。現在は、情報、技術の交流を深め、地場企業の技術力と技術者の育成、集積により、受発注の拡大及び雇用の創出を図り、また、企業誘致の新たな手法として企業交流を位置付け、活動を行っております。また、川俣マテリアル交流会が主催する産業交流フェアの開催、川俣高校との交流における川俣マテリアル交流会から機械科への資材の提供、生徒が行うロボットコンテスト出場へのロボット製作における技術アドバイスなどを行っているところでございます。川俣高校が主催する地域の人材や地域の企業等と連携し、製品開発のプロセスなど課題研究の実施を通して、工業教育の充実をより一層図り、生徒に実践的な知識や技術を身に付けさせ、地域産業の振興を担う人材の育成を図ることを目的とした工業高校活性化推進委員会も参画をし、実施をしているところでございます。今後といたしましては、現在も支援を頂いている県内中小企業等の経営基盤強化、経営の改新、創業の促進、技術の高度化等、支援する事業と産業の基盤とする科学技術の振興を行っている公益財団法人福島県産業振興センターと連携を図りながら、推進をしてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 細部伺います。まず、1点目なんですが、振興室を作ったということなんですが、私はやはり若い職員の新しい考えというんですか、私は普通の考えではなかなか改革というのは出ないと思うんですね。ちょっと異常だとか、変わった考えを持っているなど、こういう考えを活かすというのはうんと重要なことではないかと常々考えているんですが、具体的に2人ないし3人ぐらいのプロジェクトチームですね、振興なら振興、一つの絞って絶対作るべきだと常に考えているんですが、お伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町ではこれまでもいろいろな町政の課題に対応するため、関係各課による横断的なプロジェクトチームを作りまして、これにより取組んでおるところでございますので、今後におきましても課題を明確にしながら、その関係しているところの若い職員なども含めながらチームの中に参加をしてもらって対応を進めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 考える、検討するということですが、是非作っていただきたいと思います。あのですね、振興といういろいろな広い意味があるんですね。辞書で見てみると奮い起こして物事を盛んにすることと、こう書かれている。振興にはすごい幅広いわけでございます。そこで少し振興について提案したいんですが、これを聞いて町長の所見を伺いたいんですが、それではちょっと話してみます。出生率が2.88、全国平均の出生か、要するに生まれる率ですね、2倍を超える村があるんですね。この村のことをちょっと話してみます。若者の定住を、また、Iターン、Uターンを考えて、独身寮、独身者に家賃1万円以下の1LDKのアパートを造る。空き地を利用してですね。また、子育てがしやすいように、保育料を無料にし、子育て中の家庭には地元で買い物をすれば、20%割引する券を発行している。これで人口を増やしている小さい村があるんですが、町長、この私が言ったことに対して、見解を町長お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは答弁は、昼食後にいただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（正 午）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き6番議員 齋藤博美君の一般質問を続けます。
当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6番 齋藤博美議員の質問に答弁をいたします。

出生率、若者Iターン、Uターン等の関係の質問でございますけれども、川俣町におきましても、子育て支援事業には十分力を入れているところでございます。川俣町でも子育て支援の中で、例えば保育園を申し上げますと、所得階層等もござい
ますけれども、3人をお預かりしても1万円以下で済む。3人目はもう無料という、
また、2人目は半分で、そういうような政策を取っております。先日、ある若い人
と話をしたときにですね、よそに仕事に行っているんでありますが、仕事仲間が集
まって子どもを育てる話をしておりましたところ、川俣町はそんなに安く子育てで
きるんでは、おれも行ってみたいというような話がされていることございます。で

すから、質問の趣旨にありますように、それぞれの政策の中では、この地域の活性化なり、あるいはまた子ども2.88のようにですね産めるような環境づくりも整っていくのかなと。それに対応した中で、若い人たちも集まってくるのかなというように思いもございます。町のいろんな政策について、もっともっと情報を発信してですね、そして、川俣町はこういうことをしているんだということを、そういった意味ではもっともっと発信していく必要があるかなと思っております。実は、私もこのテレビは見たんでありますけれども、宮崎県の西目屋村という人口1,230人ぐらいの人口だったと思いますけれども、面積は川俣の倍ぐらいある山、山林を中心とした昔からの村でございますが、そのようなところで平成の桃源郷というようなことを政策の課題に前面に打ち出して、村民挙げてこのようなことに取組んで、温泉も掘って、温泉施設も造ったというようなことで報道されておりました。私どももそのようなよそで頑張っている、あるいはまたそのような政策を取って活性化を図っていることについては、できるものは取り入れながらやっていきたい。そしてまた、これまでもそのようなことで充実を図る中には、よその良いところを手本にしながら取組んできたところもございますので、今後ともそのような紳士の徽章の精神で川俣町の活性化のために取組んでいきたいと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） いろいろ政策 西目屋村であるんですが、やるには町には町のやり方、方法はいろいろとあろうと思うんですが、私は一番参考にするべき、参考になるのではないかなと思ったのはですね、先ほど述べたようにIターン、Uターンを考えている人、また、その人のために具体的に方策として、町には空き地がいっぱいあるわけでございます。だから、独身者が住めるアパート、1万円以下ということなんですが、そういうことは私は可能だと思うんですが、どうでしょうか、実行すべきだと思うんですが、あと細かい部分は町のやり方、技術的なことはいろいろあろうとは思いますが、お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） Iターン、Uターンも含めて、町民の若い人たちが住む住宅については、雇用促進住宅を町で買い上げたわけでありまして、そこには高齢者というような住宅ということと、あと若者向きというようなことも区分けもしているんでありますけれども、今、入居状況などを検討しているんであります。条件等も含めて、いろいろと町民の方からも声を寄せられておりますので、今のようなことも含めながら町営住宅のあり方について考えていけば、そういう対応も可能なかなというように思いも一部持っているところでございます。前にも民間の住宅経営の皆さん方の影響を与えることについてはということをいろいろ議論させてもらったわけでありまして、町はそこを取得したわけでございますので、今後、その活用については積極的に対応していかなくちゃならないと思っておりますので、ご質問にありますようなことも含めながら、この住宅の対応について検討を加えてい

きたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 次に移りたいと思います。2番の観光の件なのですが、最初の町長の答弁の中にもあったんですが、小島地区に今度開設されます自然体験交流館、これを上手に活かすことが最も大切ではないかと考えるわけですが、体験者を迎える、増やす方策、宣伝等、何か具体的に方法があるのかどうかお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

本施設は、子どもたちからIターン、Uターンの様々な体験を希望する一般の方、そして、高校生、大学生を中心とするグループと幅広い人材の研修可能な施設として考えております。これを教育委員会と産業課が一体となりまして、研修の充実に努めていく施設として今、構想を練っているところでございます。そのPRでございますが、具体的に三つございます。一つは、まもなく立ち上がりますが、いわゆる町のインターネットで広報をいたすこと、これが一つです。それからもう一つは、町内のいわゆる59市町村の教育委員会、それから関係課に対しましてパンフレットを作ってそれを配布し、PRをしていくということ。それから3点目は、東京と交流をしております各区との出向いてのPR、更には町内で様々なイベントを行っております。その際に例えばコスキン・エン・ハポンでおいでになる方々に対する施設のPR、こういうものを含めて集客に努めていく考えです。

以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 私は、観光に対してはいろいろと今までも質問してきたんですが、川俣町にはマップもあるようなんですが、福沢の美術館、小島の交流館、それから今度広瀬川ですか、周遊できる弥七様の裏と言うんですか、あそこの川もどこも通れるようになるということでございます。それに川俣はご存じのとおりで、常泉寺とか山門とか春日神社、館ノ山も開発されたんですが、そういうこと回る半日間、一日で回れるようなマップを作る、見やすいようなマップを作る、こういう考えはあるかどうか、作るべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今ほどご質問ありました、今回広瀬川等の河川改修も進んでおります。また、福沢小学校の羽山の美術館、あと小島の体験館等もございますので、それは新たにできる部分ということで、今持っている観光マップには入ってございませんので、なるべく早くそういう新しくできたものは整備をして、観光マップとして充実をさせていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 今の話の中にもあったんですが、福沢羽山の森美術館の入館状

況はどうなっているか。また、宣伝をうまく活かすべき、宣伝をすべきと思うんですが、広報は。お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

11月14日に開館いたしまして、12月1日現在で1,000名以上の入場者があったという報告を受けております。また、今後のPRでございますが、町教育委員会といたしましては、企画展を2か月に1度のペースで進めておりまして、その計画を今策定中でございます。ただし、本年度3月までのスケジュールは出来上がっておりますので、今後、その企画展に合わせて各市町村教育委員会に対して、あるいは各59市町村の担当課に対しましてPRを行ってまいる考えであります。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 次に移ります。(3)の点なんですが、農業の耕作放棄地ですか、農地の耕作放棄地についてなんですが、まず、この具体的な質問に入る前に、町長が揺るぎない決意ということで所信というんですが、当選後に広報紙に載っているんですが、この中に農業に関して8行120字で書かれているんですが、改めて農業に対して、町長は農業をどのように位置づけているのか、町長の考えをお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 齋藤博美議員の質問に答弁いたします。

農業の位置づけは、川俣町の産業での重要な位置を占めているものと思っております。農商工連携の取れた産業振興を図っていきたいということを考えております。しかし、農業の抱えている課題、環境は大変厳しいということでもあります。6番 齋藤議員も農業者でありますけれども、農業を通していろんな思っていることが多々あるのではないかなと思っておりますけれども、しかし、やっぱり結果を出していきたいと思うことは同じだと思っんですね。農業をやって経営をやっていかなければ、離れるばかりであります。いくらほ場を整備しようが、道路を良くしようが、そこから収益が上がらない。そして、農業に次につなげなくては、土地があるだけであって農家はいかないわけであります。しかし、ですからその川俣町中山間地に位置しているわけでございますけれども、そういった地域の不利な地域を逆に活かした農業のこの振興について考えていきたい、そんな思いで考えております。そんな中で、現在、それぞれ農家の皆さん方が工夫を凝らしながら頑張っている作物なり農業があるわけですが、そういったものにも力を入れて、更にそれが大きく広がるような環境づくりをしていくのが、我々のまた任務であって、農業振興していくうえでは大切なことではないかなと思っております。これもひとえに町だけではなくて、農家の皆さん方が主体的に自分でやろうということしていくことも大事でありますし、また、当然、農協なり関係する農業団体、そしてまた一番は消費者の皆さんの目に届く農業というものをしっかり見極めていかなくちやならないなと思

っているところでございます、農業は町の産業を支える一つの大きな柱という位置づけで考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 農業は大切だということを受け取ってくれたわけなんです、実際、この放棄地、よく具体的に調べてみますと、大体この放棄地の面積は県内では多い方ですね。いちばん多いと言ってもいいくらい多いですね。大体同じ規模の放棄地あるのは西会津町なんですね。それで、これ調べてみると、第1区というんですか、分けますと草刈りとかなんかで簡単にすぐ耕地にできる面積が114町歩。それから重機が必要なのは216町歩なんですね。合わせて330町歩ですか、330ヘクタールですね、あるわけでございます。そこでですね私ちょっと提案したいんですが、述べてみます。それに対して町長所見をお願いします。

例えば放棄地を耕作地にするために、町として20～30ぐらいのブルドーザーを準備しまして、ユンボは80～100、これはコンマ3～コンマ5くらいだと思うんですが、それから運搬する台車4トン車1台ですね。それで、臨時のオペレーターを付けると。これでかなりの耕作は可能となると思います。私の見積りでは、3,000万円以内で準備できると思います。それでこれを10年間もかけないで150町歩ぐらいの耕作地は可能だと思います。できると思います。そのことによって、小菊、にんにく等いろいろな作物をどんどん増やすことというんですか、伸ばすことは可能だと思うんですが、このことに対して所見をお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 齋藤博美議員の質問に答弁をいたします。

耕作放棄地を目的を持って開いていくのは、私は賛成であります。しかし、何を作るのか、それを明確にならないと、その投資が無駄になるんじゃないかなと思っております。考え方の一つで、そのようなことについては、私も荒れた桑畑などを見ますと、なんとかできないのかなと思っております。ですから、方法としては今のような方法で緊急的に対応することは可能だと思っております。ただ、もう一つは、そこに何を作って、今、小菊の話もございましたが、そういったものを含めて新たにやっていく農産物が何があるかということも農業者の皆さん方が主体的に考えて、一体となって我々も進めていかないと、予算があっても畑直したぞいというだけでは農業の振興につながらないと思っておりますので、十分その辺は農家の皆さん方と協議をしてやっていくしかない案件だと思います。また、もう一つ大事なことは、今でさえ既に耕作放棄地ではなくて、今でも耕作放棄地に懸念にされる畑がたくさんあるわけでありまして。それは何とかそこを止めたいという思いも農家の方々思っておりますけれども、しかし、次につなげる農業にいかない、あるいはまた、後継者が育っていかないということで、やむを得ずやめるんだという方が最近もまた出てきている現状にありますので、そういったことも踏まえながら、この耕作放棄地対策については取組んでいかなくちゃならないと思っているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 県の実施している特産品コンクールというのがあるんですね。

当町でも何かあると思うんですが、当町ではどんな賞をいただいているのか、シャモの部分であるとすればどんなものなのか伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

町の特産品によるコンクール等の受賞された品物ということではありますが、特に川俣シャモの製品化に伴いますシャモの製品等については、よくコンクール等に出まして、特選等々も取っている経過がございます。町の特産品としての品物で受賞というのは、ちょっとシャモ以外であまりないのかなと思っております。特産品といっても農産物だけではなくて、実際いろんな産物があるかと思いますが、私、大変情動的にちょっとなくて恐縮でございますけれども、いろんな受賞されている経過もあるかと思いますが、今のところちょっとまだ認識がなかったところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） (4)に移りたいと思います。県にはハイテクプラザってあるんです。これをもっともっと利用すべきだと思うんですが、ちょっと考え方をお聞かせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 齋藤博美議員の質問に答弁いたします。

ハイテクプラザの使い方でありまして、これはそれぞれの業者の皆さん方がお世話になって、特に川俣町では前から織物関係の皆さん方はいろんな新しい糸の加工開発について、今ではハイテクプラザ、昔は工業試験場と言ったんですかね、そこで活用されて頑張っておられた歴史がございます。ですから、今は新しく糸を活用して、更に商品化して、そのふとんの関係の作り方とかいろいろと今関係して研究されている方もおります。その辺については、県の方のハイテクプラザ、あとは産業振興センターですね、そういったところとの連携をとりながら川俣町の例えば物作りの会社が新しい技術を開発したいというようなときに、そこに行っても連携をとってやれるというような環境がございますので、そういう情報のまず交換をしながら、必要に応じてハイテクプラザの指導を受けながら新しい技術開発に迎えるというような環境づくりは私は大切だと思っております。そういったことは、この産・学・官の連携の中で、今、川俣町のマテリアル交流会の中でもいろんな学校との関係を深めておりますけれども、更にはまた、自分たちの技術なり新技術の開発については、今の質問のようなハイテクプラザの活用等も大事だと思っておりますので、この活動の中に位置づけをすることも含めて、交流会の皆さん方との話の中に出していき、前向きに検討して考えていきたいと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） ちょっと尋ねたいんですが、当町には研磨する会社、企業ありますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

研磨ということですが、金属加工でございますので、一つの事業の中では一連の仕事の中に大きな企業さんもいれば小さな企業さんもありますが、ある程度研磨作業はその工程の中で行っている会社があると認識をしております。ただ、研磨専門に、研磨といってもいろんな製品の研磨があるわけですが、研磨専門の業種をなさっている会社さんというのは、私の方では今、認識はないところであります。以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 産・学・官ということで、町長の答弁の中にもあったんですが、町の活性化、これからの伸展には川俣高校の機械科は絶対に必要だと思うんです、将来的にも。そのことを町長はどのように考えるか。川高の工業科、機械科ですね、答弁を求めます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

質問のとおり、私も必要だと思っております。地域のこの業界の皆さん方も是非これ必要だというようなことの認識に立っておりますので、私も必要だということで先ほど来機械科の充実のために、町の業界の皆さん方にもお手伝いをいただき、そしてまた高校でもそのような認識の下に工業高校の活性化の委員会などを立ち上げて、今、具体的な民間の行事計画も作って一体となった関連する事業について取り組んでいるところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 全体の振興に関して、改めて質問します。

農業活性化専門制度という制度があるんですね、これはどのような制度なのか説明してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

農業の専門化活性化制度ということですが、農業の部分につきましては、大変幅広い業種と言いますか、いろんな品種なりいろんな部分があると思います。そういう部分でワンストップ的な部分で、1か所のところの専門性を有するもの等の方々のところに行けば、ある程度農業の分野に関しては、すべてそこである程度解決ができて方向性も見いだされて、そういうような方向で農業というものを今後、川俣の農業を導いてはというようなことで、そういう専門性制度を導入をして、川俣町の農業の発展につなげていけるような制度を作っていきたいということでございます。今、担当課で考えておりますのは、その専門性と言いましても大変農業については幅が広うございます。その広い中で、1人の人が本当にすべてのものを網

羅できるのかどうなのかというのは、大変一つの課題になってございます。そういう意味では、農業と言われる米作りから畜産まで、又は副業経営もされている方々もおりますので、そういう部分も今、いろんな関係機関ともお話をいただきながら、川俣町の農業の振興に対する制度をどのように構築していくかということは今、いろいろと調整をさせていただいておりますが、基本的には川俣町の農業の振興に期すべき、そういう制度を導入して振興を図っていきたいというのが一つのねらいでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 制度に対しての説明あったわけですが、当町では過疎債を発行して予算は4,420万円ということなのですが、これを利用して農業活性化専門制度というのか、それに結びつけてやるというようなことを承知しているんですが、この4,420万円ですね、これを具体的にどんな使い方をするのか分からないのでお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

その過疎債の使い道ということでございますが、今考えているのは専門員の方を雇用しまして、そういう専門の方による農業の指導、あとはいろんなご意見とかご指導をいただくような形の制度ではどうかということでは当初考えておったわけですが、あと今、先ほども申し上げましたように、大変農業の幅広い分野がございまして、その専門員1人の方で果たしてできるのかということ、なかなか難しいと今、認識をしております。そういう意味で今いろいろと新たな構築になりますけれども、そういう専門員制度についていろいろ、るる検討をしているところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） なかなか抽象的な答弁でちょっと分かりにくいんですが、これ4,400万円はちょっとかなりの高額でございまして。この農業活性化に本当に役立つように、農業人に対して本当にプラスになるように立派な考えに予算を使っていただきたいと思いますところでございます。

最初に申し上げたとおり、町を活かすというのは、当然教育の振興もあると思うんですね、町を活かす振興ということには。それで、県内で昨年度と比べて教育水準がちょっと落ちているんですね。テストの結果など見ると、すべて下がっているということで、何が問題にあるかということでございます。私も何回もここで質してもいるんですが、やはり読み書きも計算も大切であります、私はそれよりも思考力、要するに考える力ですね。それから感性、見た感じ、自分の思い、こういうことを伸ばすのはものすごい大事な教育だと思います。また、レベルが上がらない、下がっているという事情をよく分析してみますと、家庭力、家庭教育力が下がっている。こういうような調査結果も出ているようでございます。ただいま私が今言ったことに対して、教育長、何か答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

大変議員勉強されておられまして、詳しく本県の学力の状況おつかみのようでございますが、改めて申し上げるまでもなく、本県の学力は本年度東北6県最下位でございます。今までは福島県は大体3位、あるいは4位に位置しておりました。それがここ4～5年の間に議員ご指摘のとおり、がたとんと落ちてきました。思考力、判断力はさることながら、県の教育予算が実は東北6県最下位でございます。教員の配当定数も最下位でございます。こういう点に私は問題点があるかと思ひまして、県の教育委員会に対しまして、再三教職員の適正配置と教員増をお願いしてまいったところであります。しかしながら、その予算だけに頼るのではなくて、川俣町におきましては、町独自が教育施策を打ちまして、学力の向上を図っていくことが最善の今求められることであるというふうにとらえまして、様々な教育施策を打ってまいりました。議員先ほど申されましたように、今、川俣の子どもたちに必要なことは、家庭の教育力はさることながら、いわゆるコミュニケーション能力、お互いに自分の考えをしっかりと述べる。それを適切に受け止めて反論する。そういうコミュニケーション能力、すなわちこれは適切な言葉で自分を評価し、自分を正しく相手に考え方を伝えるという能力でございます。これを付けてやることが、私は今、一番学力向上では、川俣町においては大事なことと考えておりまして、一昨日の新聞にも私、新聞社の取材で答えましたように、次年度から小学校の専科教員、いわゆる学級担任がすべての9科目を持つのではなくて、理科の得意な先生は理科を、算数の得意な先生は算数を、4年、5年、6年と教えるという、そういう専科といえますけれども、こんな施策をとりながら学力を伸ばしていきたいというふうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 教育長の話の中にあつたことなんですが、私は教材で、教科書じゃなくて、何かテーマを設けて話し合う、自分の考えを述べる。また、相手の話したことをしっかりと聞く。別に結論、判断を出さなくともそれは結構だと。そういう授業がものすごく大切だと思うんですね。そういうことは、当町で教育長の判断というんですか、授業は私は可能じゃないか、やるべきだなと思うんですが、どう答えられます。

○議長（佐藤喜三郎君） 6番議員ちょっと外れて質問。

○6番（齋藤博美君） いや、答弁に対して。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

そのような考えで、次年度4月から更に教職員を指導してまいりたいと、このように考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 最後になります。町長は、一番最初の答弁で、職員の提案制度

があるということでございます。私は、そういう制度も大切だと思うんですが、職員の課長以下ですね、直言できる場、町長と直接対話をできる場、そういうものは必要だと思うんですが、実際やっているかどうかお聞きしたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁を申し上げます。

毎年1回、町職員と町長との懇談会を開催しておりまして、それら具体的な職員の考え等については、町長のそういった懇談を含める中で、我々の資質の向上及び町政伸展のために努力をしておるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○6番（齋藤博美君） 終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆様方や町民の方々から私ども日本共産党や党後援会の方にお寄せいただきました諸要求や願いの中から、先に通告しておいたとおり、大きくは1点でありますけれども、細部3点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

T P Pに反対し、「農業と地域経済を守れ」についてであります。去る10月1日、菅直人内閣総理大臣は所信表明演説で、環太平洋パートナーシップ協定交渉などへの参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指すと表明をいたしました。T P Pは、アメリカやオーストラリアなど9か国で行っているものでありますが、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易の自由化を目指した構想であります。それに、もし日本も参加すればどうなるか。関税は全面撤廃となり、農水省の試算でも米は90%減、豚肉は70%の減、小麦は99%の減、牛肉は79%の減と、日本の農業はあらゆる分野で壊滅的な打撃を受け、現在40%まで落ち込んでいる食糧自給率が更に12%まで落ち込むことになるわけであります。既に日本の農業の農産物の平均関税率は12%まで下がっているわけであります。よく日本は農業閉鎖だとかという全くの事実い曲がございすけれども、農業が最も開かれた国になってしまっているのが現状であります。諸外国の平均関税率はA U欧州連合が20%、アルゼンチンは33%、ブラジル35%、メキシコ43%と、世界の多くの国がとりわけ自国にとって重要な品目については、しっかりとした関税をかけ、国境措置で守っているわけであります。既にここまで関税が下がっているのに、このうえ関税ゼロというのは、本当に某国の政治以外のなにものでもないというふうに言わなければなりません。今日、地球的規模で食糧不足が大問題になっているときに、豊かな発展の潜在力を持っている我が国の日本農業をいわゆる無理やりにつぶしてしまうような、このようなことは絶対に認めるわけにはまいりません。日本農業を破壊し、食糧自給率向上とは絶対に両立をしないT P P交渉への参加には、絶対に反対であります。そして、各国の食糧主権を尊重し、貿易ルールを作ることを

求めることが、今、いちばん必要ではないかなというふうに考えるわけであります。新聞報道によりますと、アジア太平洋地域で貿易や投資を自由化する、あつ申し訳ありません。環太平洋連係協定、ＴＰＰに日本が参加関税を撤廃した場合、米など本県、福島県の農業の主要７品目産出額、これは年間でございますけれども、２００８年度ベースで１，５７２億円の７割超に当たる１，２０３億円に減る見通しとなっております。試算が発表されております。農機具や肥料など農業関連作業への影響額を含めた県内総生産の減少額は、３，２４８億円でありまして、同年度の県内総生産９兆２１９億円、３．６％に相当するわけであります。県もこの試算の内容を認めているわけであります。ＴＰＰに参加した場合の本県農業に対して、大打撃となることが明らかになっているわけであります。また、今年の今年の極端な低米価に多くの農家の皆さんから悲鳴と怒りの声が挙がっているわけであります。今年の生産者米価は、６０キログラム当たり１万２００円であります。農家の皆さんの生産費は、１俵当たり１万６，５００円、これも農林水産省の試算でございますけれども、これでは作れば作るほど赤字でありまして、暮らしていけないというのが実態であります。

細部の質問の１点目、環太平洋連携協定、ＴＰＰに日本が参加、関税を全廃した場合、本町の農業や生産、農業の多面的機能の損失、雇用の縮小など、本町における地域経済にも計り知れない重大な影響が出てくるというふうに考えるわけでありますけれども、農業生産減少額や影響を当町ではどのように見ているのかお伺いをしておきたいというふうに思う次第であります。

細部の２点目、今年の極端な米価の下落に、農家の皆さんから悲鳴と怒りの声が挙がっているわけであります。町の基幹産業でもあります農業が元気になってこそ、地域経済を活発になるというふうに考えるわけであります。既に県内の大熊町では、１俵当たり２，０００円の補助を町単独で行っているとお聞きをしているわけであります。本町にも、町独自で俵当たり１，０００円の米の価格補償に直接支援を行うべきであるというふうに考えるわけであります。今後の当局の対策、対応についてお聞かせをいただきたいというふうに思う次第であります。

続いて、細部の質問３点目であります。町長は当然のことながら、本町の農業に甚大な損失、影響を及ぼすＴＰＰに反対し、町の農業を守り、発展させていかなければならないというふうに考えるわけでありますが、町長の所見をお伺いをしておきたいと思う次第であります。

また、３期目の町政執行に当たって、本町の基幹産業であります農林業の具体的な振興施策やビジョンについても、町長にお伺いをしておきたいと思う次第であります。以上、細部３点ほどの質問になりますけれども、当局の今後の対策、対応についてお聞かせをいただきたいと思うわけであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） １３番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

最初に、ＴＰＰに反対し「農業と地域経済を守れ」の(１)、環太平洋戦略的経済

連携協定、T P Pに参加した場合、本町の農業生産減少額や影響を当局はどのように見ているかについてのご質問でございますが、先の5番 菅野清一議員に答弁を申し上げたとおりでございますが、農業生産減少額につきましては、算定する要素が多く、難しいと判断をいたしているところでございます。また、県におきましても、農業生産減少額に対する試算はしないとしており、重く受け止めているとした方針を打ち出しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)の今年は極端に米価が下落し、農家から悲鳴と怒りの声が挙がっている。町として1表当たり1,000円の補助を行うべきと思うが、今後の対応はにつきましては、先の5番 菅野清一議員に答弁を申し上げたとおりでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(3)の町長は農業に甚大な損失影響を及ぼすT P Pに反対し、町農業を守り発展させるべきと思うが、町長の所見は。また、3期目の町政執行に当たっての農林業の振興施策やビジョンはにつきましては、T P Pに対する所見は、先の5番 菅野清一議員に答弁を申し上げましたとおりでございます。

3期目の町政執行にあたっての農林業の振興施策及びビジョンにつきましては、本町の農業は、米、野菜、工芸農産物、花き、畜産などの複合型農業を展開しておりますが、今後は、生産体制のさらなる強化を図ることが重要と考えております。そのため優良農地の確保と耕作放棄地の防止に向け、農地の利用集積と土地生産性の向上を目指し、認定農業者の育成など、後継者の確保と集落営農制度などを含めた各種農業組織の育成に努めてまいりたいと存じております。生産面におきましては、畜産業とも連携した有機肥料の活用により、循環型・環境保全型農業の促進や生産性の高い品目の推奨を図り、所得の安定に努めてまいりたいと考えております。また、生産、加工、販売の一貫体制を図り、6次化産業を目指し、消費者や農業者と連携し、加工による農業生産物の高付加価値化を図ってまいりたいと考えております。更には、直売、体験農園、学校給食への導入などによる地産地消、食育、グリーンツーリズムの振興を図るとともに、生産から出荷、加工、販売に至るトレーサビリティの導入による安全、安心な農産物づくりの確立を促進して参る考えであります。林業でございますが、林業の現状は、山は荒れ放題、木材が売れない、手入れができないなど、厳しい状況にあります。そのため、町では平成17年度から住宅建築の際、町内産材を併用した場合は、最高50万円までの商品券を助成する林業活性化事業を推進しておりますが、本制度の内容の充実を図るとともに、地球温暖化防止に役立つバイオマス資源として林産材を活用するなど、山林の持つ多面的、公益的機能を強化しながら、林産物の開発による新たな地場産品の開発等について、促進を図りたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） ちょっと細部について、何点か再度お伺いしておきたいというふうに思う次第であります。ちょっと同僚議員も同じ質問内容になったということもございますけれども、改めてT P Pについて町長にお伺いするわけでござい

すけれども、いわゆるＴＰＰに反対する世論というのは、新聞等を見ておりまして、本当に反対する世論が日増しに広がっているなというふうに思っております。それだけ本当に深刻なこれは本当に絶対認められないＴＰＰだなというふうに思う次第であります。そういう点で、もちろん町長もお分かりかと思いますが、町長の認識も先ほど同僚議員に対する答弁なんか聞いていて、若干私はこのＴＰＰに断固本町の農業や地域経済に及ぼす影響はこれは計り知れないわけですから、これは断固阻止するという立場に立っていただかないと、私はこれでは町民の皆さんから、町長、何やっているんだというふうになろうというふうに私は思うんです。そういう点で本町の農業も改めて申し上げるまでもないわけですが、本当に厳しい状況にあって、先ほども話題になっておりますけれども、耕作放棄地だけでも３３０町歩以上あるわけでありまして、認定農業者の皆さん７８人はいるけれども、とても認定農業者だけで今後、優良農地も私は守っていけないのではないかなというふうに思っている次第なんです。こういう状況の下で、従事者も６５歳以上の従事者が６０．８％に本町でもやっております。こういう実態を見れば、このＴＰＰは絶対受け入れないという、私はそのように思いますので、改めてちょっと認識が甘いのではないかなというふうに思いますので、再度町長のこのＴＰＰに対しての所見について、改めて伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） １３番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

５番 菅野清一議員に答弁したとおりでございまして、ＴＰＰの影響は非常に大きなものがあると私も認識しております。ただ、今、この農業者だけでない国民全体の中で見た場合に、農業に対するいろんな見方も一方では新聞でどんどん、あるいはテレビ等でも報道されております。と申し上げますのは、先にウルグアイランド交渉での自由化の中で、それに対応する農業政策が出されたわけでありまして、それについての効果が全然出てないんじゃないかというような指摘もされているわけで、ですから、そういったことは反省すべきと反省して、今度のＴＰＰについては、この自由化に対抗できるような具体的な対策を事前に出してほしいと、そういうような話を私ども町村会では申し上げております。そうでないと、このような川俣のような中山間地に抱える、今質問にありましたように、後継者もなかなか出てこない、７０数名の認定農業者だけでは対応できないだろうというような話のとおりでございまして、壊滅的な状況を招くような事態も私は起きかねないという認識に立っておりますので、そのようなことを踏まえながら、このＴＰＰの交渉参加については、関係町村会と一緒にあって一体となって、よその町村長も同じ思いでありますので、そのようなことで運動に参画をしながら訴えているところでございます。決して甘く見ているとかではないわけでありまして。ただ、国全体の中で今いろいろと議論されておりますので、そういったことについてももの言える場では物を言っていくというようなスタンスのもとにやっております。全国町村会でもそれぞれ国の関係機関の方には、代表する役員が出席をして、今、言っ

ているようなことを申し上げてきております。そういったことは、いろんな場で今、取組んでおります。ただ、今回の全国町村会の大会には、初めて総理大臣、また総務大臣も出席しなかったというようなことがございます。そういったこともございますので、余計により一層積極的に前に出て、町村会としては他の6団体の仲間と一緒にあって、この問題については取り組んでいく必要があるだろうということで、それぞれ今、国における活動を展開しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） あと改めて私が申し上げたいのは、もし、TPPが実施になればですね、今、本町の道路から歩いてですよ、国道や県道から、なんとか作付けされているのは水田ですよ、水稲ですよ。これがですよもしTPPが実施されて、これ7割、8割が本当に作付けされなかった、そういう状況を考えた場合、これは本当に我々町に住んでいられなくなってしまうと私は思うんですよ。今でさえもイノシシや猿が私らの農家の本当にすべてこれまで下りてきて、今、大変農家も困っている状況にありますけれども、その辺が本当に町長の認識は私は甘いのではないかなと何回も言うようですよけれども、だから本当にそういうことを10年、20年後考えた場合、大変なことになるというふうに私は思うんです。そうでなくとも今、限界集落が私らの周りを見た5年、あと5年でここも限界集落かなというところがいっぱいあるわけですよ。だから、そういう状況を本当に5年、10年先考えた場合、これは断固としてこのTPPは阻止しなければならないと、私は思う次第であります。その辺を町長も認識を更に深めてもらって、町長として行動を取っていただきたい。この問題については、当然どんどん世論も盛り上がっておりますし、大きな国民運動に私はなると思うし、だから、町長はあれですよ、町民運動のその先頭に立ってやはり行動してもらわなきゃならないと私は思うんであります。その辺について再度町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

認識は石河議員と同じかなと思うんでありますけども、TPP以前の問題として、川俣町の農業が大変だという私は認識に立っています。小島地区見ましても、恐らく20代の専業農家いないと私見しているんですけど、どうでしょうかね。そういう状況は各地あるわけでありまして。60代の方がやって息子さんが勤めている。私もずっと数えているんですけども、夜寝ながら。そうすると、本当にこの後継者問題についてはなかなか厳しくなってきましたことは、やっぱり意欲をもって農業をやっていくというような状況になってないからだと思います。ですから、私はいろいろと農業の中で、今般も各地区歩いたり、あるいはまた若い皆さん方と話しましたが、中に若い方でやっぱり一生懸命やっていこうという意欲をもっている方々も出てきているのも現実であります。ですから、私はそういった意欲を持ってやっている方々がその連携といいますか、孤立化しないように、そういう農業者の

皆さん方との情報の交換なり連携をとるような場をまた作らなくちゃならないんじゃないかなという思いに立っています。と申しますのは、認定農業者の方々も60からですね、そういう方もいるわけであります。ですから、そのじゃその子どもさんたちがその中で一緒になってやっていける環境づくりを私はやってかなくちゃならない。そんな思いでその下の若い人たちのネットワークづくりも、これは大事じゃないかと思って今おります。ですから、議員お質しのとおり、川俣町の状況は本当に私は厳しいと思っております。10年待たずしていろいろそういったことも出てくるんじゃないかなと思っておりますから、今回のTPPがいろんな農業、農家の経営対策をしない中で、もし、どんといった場合には、もっと大きな影響が早めに来るんじゃないか。平成23年の11月にはどうなるか決まるわけでありますから、日本では6月に方針を決めると言っていますけども、その中で今指摘あるように、我々も声を大にして、この農業を守り、育てる、これは産業の柱として、やっぱりやっていくことについての要望活動なり、声を大きくしていくことについて何もためらうことなく進めていきたい、そんなふうに思っています。ということは、川俣町の農業の現状、特に耕作放棄地問題もございすけれども、後継者問題が、私は近い将来にいろんな面で問題化されてくるのではないかなという気もしておりますので、同じような厳しい認識は持っておりますことをご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） とにかくTPPに関しては、例えば米も今、1万円で今年は本当に農家の皆さん大変な減収で、とにかく赤字か募るばかりというのが現状ではそうなっているわけであります。それでもしTPPが、今これもしやられたらばミニマムアクセスが今入っていますよね。大体3,500円ぐらいですからね、ですから関税取っ払っちゃうと1俵3,000円台の米が入ってくるんですよね。1万円でも成り立たないのに、1万円だって来年はどんどん減ると思いますよ、これ意欲なくなっているわけですから。だから、これ1俵3,000円台の米が今度入ってくるわけですから、これ話にならないですよ。これは壊滅になると私は思いますよ。だから、本町では本当にだれも作る人が、本町だけでなく日本の農業も私は崩壊するのではないかなというふうに思うので、本当にしっかりとこれは絶対に阻止していかなくちゃならないというふうに、本当に何回も申し上げる次第でございす。TPPについてはそのようなことで、そのような認識で行動を取っていただきたいと再度要請をするものであります。

それで、そういう大変な中でも、やはり認定農業者の78人いらっしゃるわけでありすけれども、支援はもちろん大切なことでありますけれども、いわゆる本町農業の振興発展を考えれば、やはり新規就農者の皆さんが特に意欲を持っている、そういう皆さんが農業に取り組めるようなそういう相談窓口といいますか、相談機能とかが本当に全く弱いというふうに私は考えておるんですよね。そういう点で、今年も1年過ぎるところであるんですけれども、新規就農者についても相談、ある

いは実際の新規就農者の何人ぐらい新規就農に就いておられるのか、その辺の実態について、実情について、まず伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

新規就農でございますが、昨年の１２月に農地法の改正に伴いまして、農業の農地を取得できる面積が今まで３０、４０、５０アールと３段階に川俣町なっていたわけでございますが、今回から１０アールということで、下限面積を下げさせていただきました。これはやはり新規就農の方々が参入されるように、また、耕作放棄地等の解消が少しでもできるようにというようなねらいもございまして、１０アールとさせていただいたところであります。その１０アールになってから新規就農になった方については１名でございます。あともともと農地を持っていて、また、農地を取得をして農業をやるという方もありますが、新規就農という形でなったものは１名ということでございます。あと町の方でそういう就農の相談がなかなかできていないというようなこともございますが、今後、農協さんとも相談をさせていただきながら、川俣町の新規就農の方々が就農できるような体制づくりも検討してまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○１３番（石河 清君） それと先ほども質問の中にもあったんですけれども、当面農家の皆さん、今、イノシシ、猿、ハクビシンも大変多いんですね。その辺の当然、農家の皆さんだけではなくて、やはり野菜等も猿も小島地区の方に来まして大根と白菜残っているんですね。それが今、被害にあって大変私も何件かここ２～３日、大体４０匹以上ぐらいに猿も増えちゃったんですね。それが今、小島地区の方に来てちょっと被害が出ている状況にあります。今、農家の皆さんだけではなくて、町民の皆さんからやはり有害鳥獣の対策について、本当に強化しなきゃならないと思っておるんですけれども、その辺の取組み状況について、まず伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

有害鳥獣の対策でございますが、今年の１１月１５日から２月１５日まで狩猟期間ということで、その期間中に入っております。その中でイノシシの被害等があれば捕獲隊の方々にご連絡を申し上げて、対策等について一緒にやって今、対応をさせていただいております。あと猿につきましては、猿の捕獲の部分につきましては県の許可ということもございまして、町では猿の被害状況等を受けまして、その被害状況に基づいて県の方に申請をしまして、捕獲のお願いをしているところであります。前回の被害等につきましては、猿については３頭の捕獲ということで報告もいただいたところであります。あと地域の方々からいろんな情報をいただくように広報紙等でもお願いをしながら、被害状況に基づいた県の方に許可申請ということもございまして、そのようなことで周知方をしてまいりたいと考えております。

分でいろいろと今、いろんなことを考えながら鳥獣被害等に対する対策を今後練っていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河議員に申し上げます。

通告とはかなり外れてきておりますので、軌道修正のうえ、質問を続けてください。石河清君。

○13番（石河 清君） 特に昨今、農家の皆さんの高齢化が進みまして、なかなか自分の水田も耕せないと、耕作できないような状況になりまして、実質的にはやはり集落の中でそういう作業を請け負ってやっている方々が各集落で何人かずつ、いらっしやいます。そういう農作業の受託されて苦労している皆さんおられるわけでありまして。そういう皆さんに何らかの格好で、やはり町の方でも支援が、助成措置が必要なのではないかなというふうに私は考えておるのであります。いわゆる農作業の受託者に対して、面積でいくらぐらいという格好になろうかなというふうに思いはしますが、方法はいろいろあるかと思はれますけれども、そのようなやはり支援策、今、当面大事なことでないかなというふうに思うので、その辺の今後の対策、対応について伺っておきたいと思はれます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

大変議員お質しのとおり高齢化になりまして、大変作物作りにしても大変な状況になっているということで理解をしております。あと受託者に対する助成ということでありまして、いろいろと各市町村で取組んでいる状況等も見受けられるところもありますので、その辺も勉強させていただきまして検討をしていきたいと考えております。あと集中的に季節の方々ですね、例えば集中してやる場合等についても、何とか助成というか、人を集められないのかというようなお話もいただいているところでございますので、そういう対策も今後必要ではないかということで今、検討させていただいております。何とか農作業の部分でできるような形ですか、高齢化に対する対策、又は広くは耕作放棄地対策等にもつながろうと思はれますけれども、今後、そういうところも踏まえていろいろと検討をしていきたいと思はれます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 最後になりますけれども、先ほどから私申し上げますように、とにかくT P Pについては、これは絶対阻止すると、そのような決意に立って町長もとにかく行動を取っていただきたいと。その辺のことをしっかりと受け止めていただいて、当面する若干何点か私申し上げたんですけれども、本町のような振興発展のためにとにかく先頭に立って、町長に取組んでいただきたいと、その辺最後に町長の答弁をお聞かせいただきたいというふうに思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

T P Pに対する対応につきましては、先ほど来答弁している趣旨をしっかりと今

後も取っていくということで答弁とさせていただきます。

○13番（石河 清君） 以上で終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、14番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤宗弘でございます。私は、日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた声の中から、今回大きく2点について当局の考えを質したいと思います。

今、国の政治を見てみますと、菅政権が発足して今月の8日で半年を迎えますが、このままでは日本の政治が壊れていくのではないかとさえ思えるぐらいの政治が進められているわけであります。米軍普天間基地の県内移設推進など、国民に対する数々の裏切りでスタートした菅政権は、この半年間、アメリカや財界中心という、古い自民党政権をますます進化させる道をまっしぐらに走っているというのが実態ではないでしょうか。暮らしの問題でも、財界が求める法人税減税、消費税増税路線に固執する同政権は、この間、環太平洋連帯協定、いわゆるTPP推進という立場まで行き着きました。米国指導のTPPは、農産物をはじめ、あらゆる品目の関税を撤廃し、サービス、労働市場も含め自由化するもので、国内の農業や地域経済に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、労働者も低賃金競争に巻き込まれかねません。自民党政権による輸入自由化路線の下、日本農業は世界で最も開かれた市場となっています。農産物の平均関税率は、例えば韓国の62.1%に対して、日本は11.7%です。これさえも撤廃してしまえば、日本の将来に何が待っているのかは、火を見るよりも明らかです。一部の大企業をこれでもかというぐらい応援し続ける一方で、農業を壊滅させ、食糧自給という国の根幹を投げ捨てて構わないという政治。これほどの本末転倒、某国の政治はありません。菅政権がこのような道を突き進もうとするとき、町民の命と暮らしを守るべき地方自治体の役割は大変重要になってくるものと考えerわけであります。そういう政府の動きの一環とも言える、いわゆる川俣町光風園の問題がわき起こっているわけであります。

まず、第1点目の川俣光風園の改築の問題についてであります。川俣光風園は、半世紀以上にわたり、多くの高齢者への養護サービスを行ってきた施設であり、今日の高齢者を取り巻く環境を見ると、川俣町の先人たちが昭和27年に町立光風園を開園したことは、町の誇りでもあります。この施設が現代社会のニーズに対応できない施設になっているままに民間に移譲して、自治体の責任を回避することは改めるべきと考えるわけであります。川俣町議会は、11月26日に福島地方広域行政事務組合に対して、施設改築後に移譲すべきとの意見書を提出することを可決いたしました。全議員の一致した考え方として、施設改築後に運営を移譲されるよう、強く要望するとした意見書を福島地方広域行政事務組合に送りました。川俣町の最高の決議機関が発した議決を町長はどのように受け止めてるのか。この議決に対し、正に正反対の方向での三つの議案を今議会に提案しているわけであります。町の最高議決機関の決議を無視するというような形で出された、正に二元代表制が今、問

われているときに、このような形で議会の意思を無視するような提案というのは、決して正しい行動とは言えないのではないかと考えますので、この点について当局の考え方を質したいと思う次第であります。また、町長は今度3期目の当選をなさったわけでありましたが、川俣町を今後、どのような方向のまちづくりを進めようとしていくのか。今、当面を見てみますと、保育園の民営化、光風園の民営化という形で、自治体そのものを投げ出しにかかっているのではないかとさえ受け止められるような施策が今、進められようとしているわけでありましたが、これでは自治体の本来の役割は果たせないのではないかと考えられるわけでありますので、この点について、3期目の考え方についてお尋ねしておきたいと思う次第であります。

以上で私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員のご質問に答弁をいたします。

第1点目、川俣光風園の改築について、町議会は、施設改築後に移譲すべきとの意見書を提出したが、このことに対する当局の考えはとのご質問でございますが、国の広域市町村圏施策につきましては、昭和40年代の高度成長期における行政サービスの都市化、高度化に対応した広域的地域振興体制を整備するために、経済圏、生活基盤を同じくする福島市、旧伊達郡の1市9町は、圏域住民の生活様式の変化に伴う広域的な需要にこたえることを目的に、昭和47年10月に福島地方広域市町村圏協議会を発足し、広域圏計画を策定し、圏域の総合的、一体的発展を図ってまいりました。この間、平成5年4月には、福島市を中心とする当時の県北17市町村が、福島地方拠点都市地域として指定をされました。平成20年1月には、総務省通知によるふるさと市町村圏基金取り崩し要件が緩和され、平成21年3月31日をもって国の広域圏計画策定要綱が廃止となったことを受け、従来からの広域連携、組合組織のあり方について、関係市町との協議を開始いたしました。協議にあったては、2市3町の企画、福祉担当課長により構成する運営幹事会をはじめ、正副管理者会、また、広域行政事務組合議会及び全員協議会においても、これまで6回にわたり、その詳細につきまして説明を行う中で協議を行いながら、遺漏のないよう進めてきたところでございます。広域行政事務組合事務事業の見直しにかかる正副管理者会における決定事項につきましては、平成22年3月29日開催、組合議会及び全員協議会において、平成22年度末の組合の解散、平成22年度中のふるさと市町村圏基金の廃止、養護老人ホームについては平成22年度に公募選定した社会福祉法人に運営移譲すること、施設整備は修繕で行うこと等について説明し、協議を行ってきております。また、広域行政事務組合においては、入所者及び引受人の方々にも従来どおり安心して入所生活が送れることについて、説明を行ってまいりました。更に、毎日の食材等の納品業者の方々にも説明を行いながら不安の解消に努めるとともに、職員、労働組合との協議におきましては、責任をもって職員等の雇用不安の解消を図るため、誠意をもって交渉等を行う中で、合意に達してきたところでございます。福島地方広域行政事務組合の事務事業の見直しにより

ます組合を解散することの協議に関する議案につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、今議会に提案しているところでございます。組合の解散に伴い、組合が共同処理する事務の一つであります養護老人ホームの運営に関しましては、公募により社会福祉法人へ運営移譲することといたしておりますが、川俣光風園につきましては、公募の結果、移譲先を社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会としております。先月11月26日付で、本町議会より地方自治法第99条の規定により「川俣光風園の運営移譲に関する意見書」については、福島地方広域行政事務組合管理者あて提出されたところでございますが、町といたしましても大変重く受け止めております。意見書にありますように、川俣光風園は川俣町老人福祉施設の核として、昭和27年3月に川俣町で開園したのがスタートであり、その後、昭和50年4月に福島地方広域市町村圏養護老人ホーム組合に移管となり、昭和53年9月に現在地に移転改築、そして、平成11年4月、福島地方広域行政事務組合に移管されるなど、多くの経緯や歴史もあるところでございます。現在、川俣光風園の入所状況につきましては12月9日現在、74名の方が入所されております。川俣町からは20名、本町以外の近隣町村などから54名の入所者がございます。意見書にもありますように、県北地方の中核施設として多くの高齢者に対する養護サービスを提供してきているところでございます。今般、公募による移譲先であります社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会と福島地方広域事務組合管理者との間において、「養護老人ホーム運営事業者公募要領及び養護老人ホーム運営事業者応募申込書に基づき、川俣光風園の円滑な運営の移譲に努める。」との趣旨に基づく、養護老人ホーム川俣光風園の運営移譲に関する協定が締結されました。済生会は社会福祉法人であるとともに、公的医療機関であります。社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第22条で定義される法人で、障害者や高齢者などを対象とした各種福祉施設や保育園、更には、病院や診療所などの医療機関の運営主体となります。また、介護福祉士や保育士を養成する専修学校を運営している法人も存在し、同一法人内の福祉施設との連携を特徴としていることもあります。済生会川俣病院におきましては、来年5月1日を事業開始日とした特別養護老人ホーム・介護老人保健施設、仮称「なでしこ川俣」を介護基盤緊急整備等、臨時特例事業費補助金を活用して運営することとなっております。こうしたことから同一法人内の医療、福祉施設との連携が図られ、今後、養護老人ホームを運営するうえでも安定した養護サービスが確保されるものと考えております。また、済生会は医療法に基づき、昭和26年8月22日、公的医療機関に指定されております。公的医療機関は地域の医療需要の中で、一般の病院では担えない分野を補完していくことが、その役割となっております。今後における地域により良い医療サービスの提供をはじめ、福祉施設との連携により、その中核的な役割も果たしながら、その機能の充実を図り、住民の方々に信頼される総合的な福祉・医療機関としての役割を果たしていくものと確信しているところでございます。運営移譲にあたりまして、施設については、他の

施設の運営移譲にかかる状況等も踏まえまして、改築も含め、種々検討してまいりましたが、関係法令に基づくものや県の検査により指摘を受けたもの、また、想定されます施設修繕を行う中で、大規模修繕による瑕疵のない状態にして、運営移譲を行うことと最終的になったところでございます。また、これらの内容につきましては、現在、入所されている皆様の状況などについても、十分に踏まえながら広域事務組合として、運営移譲先法人ともスケジュールなども含めまして、十分な協議を行う中で進めてきているところでございます。また、安定した養護サービスの確保にあたりましては、組合解散後においては、福島地方における広域の行政課題に対応する組織がなくなってしまうため、平成23年4月1日からは、その受け皿として構成いたします2市3町の首長が関与する組織、仮称「福島地方行政課題検討連絡調整会議」を設置することとしたところでございます。したがって、運営移譲後におきましても、入所者の不安解消や安定した養護サービスの確保にもつながるものと考えております。町といたしましては2市3町において、これまで積み重ねてまいりました協議の重さを十分認識するとともに、近年、大きく変化してまいりました老人福祉をめぐる状況なども踏まえながら、今後も安定した老人福祉が図られるよう努めてまいりたいと考えてございます。

次に、第2点目、3期目の方針についての、3期目に入り、町をどのような町にしようとしているのか。また、町長の考え、方針をどのように職員に伝えていくのかについてのご質問でございますが、町長として3期目の向こう4年間にわたる町政運営の全般に関する基本姿勢につきましては、1期、2期目を通じて、一貫して町民総参加のまちづくり及び町民の視点に立ち、町民のための町政の実行を基本姿勢として、町政運営にあたっております。また、地方分権の時代にふさわしい新たなまちづくりを推進するため、町民参画のもと、まちづくりの基本理念や本町の将来像を描く新たな第5次川俣町振興計画の基本構想について、前回の9月議会定例会において、議決をいただいたところでございます。このようなことから今後4年間も、町民総参加のまちづくり及び町民の視点に立ち、町民のための町政の実行という基本姿勢を引き続き堅持してまいりたいと考えているところでございます。まず、第1点目は、安心して子育てができる仕事と育児が両立できるまちづくりのため、待機児童を0としながら2か月からの乳児保育、障害児保育、延長保育など、多様な保育体制の拡充を図るとともに、妊婦や幼児、女性特有のがんなどの予防のため、母子保健事業や検診の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目は、高齢者と障害者が安心して暮らせる町づくりのため、高齢者健康診断の充実や、いきいきふれあいサロンの拡充により介護予防に努めるとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無に関係なく、安心して暮らせる町づくりを進めるとともに、一人暮らしの高齢者に生活支援介護サービスを実施できるよう体制強化に努めてまいりたいとも考えております。

次に、第3点目は、歴史ある川俣の個性と観光発信力のあるまちづくりのため、

地域の皆様との対話の中から協働の力で町づくりを進めるとともに、中心市街地に新たな交流を生み出すべく空き店舗の活用によるアンテナショップや体験のできる店舗、また、小規模な集会所としての活用を図る中から町のイベントや里山情報、特産品や商店街に関する情報、町の文化財や工業製品及びその技術に関わる情報など、地域資源などに関する情報を発信してまいりたいと考えております。

第4点目には、若者に夢のある職場の確保と産業の振興策により、年齢不問の職場づくりを進めるため、地域間交流による二地域居住の推進を図り、定住化と産業の振興に努めるとともに、企業誘致と企業力の強化、産学官連携による雇用の創出、若者のふれあい交流の場の創出と若者が住みやすい生活、住宅、環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

第5点目には、町民総参加で高品質、効率的な行政サービスが提供できるまちづくりを進めるため、町民と共感できる行財政改革を推進し、行政の質の向上と財政基盤の確立を図るとともに、行政サービスの向上、事務事業の見直しによる公助、自助、共助のあり方、民間活力の導入等、協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。また、各自治会や各種団体、NPO法人との連携、育成に努め、男女共同参画、町民総参加のまちづくりを目指してまいります。町民との協働の視点で広報紙をはじめ、町ホームページ等を活用した情報発信を積極的に行いながら、町民満足度調査など、行政と町民との情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。この基本姿勢のもと、町政運営の基本的な取組方針につきましては、まず、来年度からスタートいたします第5次川俣町振興計画の着実な推進でございます。現在進行中であります一昨年作成しましたみんなでつくるまちづくり計画と相まって、本振興計画では、本町の将来像を描く新たな基本構想を策定し、この将来像を実現するための基本計画及び地区別計画をとりまとめたところでございます。町民と行政との協働を進めながら、将来像に沿って施策を推進するとともに、事業の着実な実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、強固な財政基盤の確立のための財政運営と不断の行財政改革の推進でございます。1期、2期目を通じた最大の課題は、これまで経験したことのない財政危機の克服でございました。このため町民皆様の強い指示と議会や職員の皆様の温かいご理解とご協力をいただきながら、職員定数の削減をはじめとする行財政改革を着実に推進し、財政健全化を最優先に町政運営を進めてきたところでございます。その結果、1期目の任期後半には、この危機的財政状況からの脱却にも一応のめどが立ち、財政の立て直しを図ることができました。今後は、山積する課題解決や将来にわたる行政需要に的確に対応するため、計画的な財政運営を行うとともに、引き続き行財政改革に取り組むことによって、強固な財政基盤を築いてまいりたいと考えております。また、職員にもこのように町民皆様の期待にこたえるべく、子どもからお年寄りまでだれもが安心して生活できるまちづくりを目指して、常に町民の立場に立った、その認識に立って業務に取り組むよう、11月29日の3期目の初登庁時に訓示したところでございます。これからも庁議などにおいて徹底を図り

ながら、日々の業務にまい進してまいりたいと考えております。

以上申し述べました町政運営の基本的な取組み方針を基に、第5次川俣町振興計画の将来像、「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」の実現に向けて全力を傾注して取組んでまいり所存でございますので、今後とも皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） まず、第1点の問題なんですが、私は、質問の冒頭に掲げたように、町の最高決議機関が決議したいいわゆる意見書ですね、全会一致でこの光風園については改築後に民間に移転するにしても、改築後に行うべきだという議会の、川俣町の最高の決議機関である議会が決議したわけですね。それに対して、1か月も過ぎないうちに、町長は今度の議会にこの意見書を全く真っ向から踏みにじるような形での解散の議案を三つ出してきたわけなんですが、この町の最高決議機関の議決との関係はどういうふうを受け止めたのか、この点について質しておきたいと思う次第でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

議会の全員協議会で決めて、全員一致となって決めた要望書でございますので、（不規則発言あり）議会で決められた要望書につきましては、11月26日でございますが、十分重く受け止めております。これらのことは、広域行政事務組合の臨時議会においても、代表の議員からも要望を出されておりますし、我々も管理者会の中では、それを十分に申し上げてきたところでございます。そんなことを受けながら、先ほど答弁申し上げましたけれども、現時点における予想される大規模改修を行って、まずは要望書にもありますとおり、入っている方の安心、安全を守ることが一番の主眼だと思っております。そういった認識に立てば、それを踏まえながら、この改築後に移転すべきだということについても十分理解できるところでございます。それを踏まえて、管理者会の中でも話を申し上げてきたところでございます。そんな中で、この入所者の皆さん方の安全、安心なことを守っていくことについて、現在その想定されるものについては、すべて改修を行って、これを移譲するというようなことについての最終的な結論に至ったわけでありましてけれども、これについては町の要望も当然報告されておりますし、2市3町での話の中でも十分協議を重ねたところでございます。何と言っても広域行政組合は、川俣町だけで運営していることでもございませぬし、このことについては、川俣町の議会の意思も意見も十分に議論された中で、今回議会に提案というような形について、私どもも理解をして提案しているところでございます。ですから、何度も申し上げますけれども、議会の中での意見書などについては、私どもも同じような考えでございますので、これらについては基本的な入所されている方々についての安心、安全をしっかりと守っていく、そのことが保障され、担保された中で移譲すべきだということについては、何ら変わらないんじゃないかなというような思いでおります。

ので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 改めて私は言うまでもないと思うんですが、養護老人ホームは老人福祉法の下に設置されているわけです。老人福祉法というのは、第2条で老人は多年にわたる社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるのである。いわゆる老齢に伴って心身の変化を自覚し、常に心身の健康を保持しという、正に崇高な理念を持ってお年寄りを敬愛するというのが老人福祉法の精神なんですね。だから、この4条の中には、国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。国及び社会公共団体は、老人の福祉に関係ある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて前2条に規定する基本的理念が具現されるよう、配慮しなければならないということまでうたっているわけですね。だから、私たち町の意見書は、今、30年前に設置された施設では、現在の居住面積がもう3倍にもなっているんですよ。今の居住面積というのは全く狭いんですよ。そういうものまで含めてわざわざ現在社会のニーズに対応できない施設となっているということを加えているんですね。しかし、今日までの町当局からの説明があった内容をいろいろと検証してみますと、いわゆる施設をどうするか、民間に一日も早くどう移管するかということは、確かにいろいろ議論されたようではありますが、現実問題として、老人福祉法の精神に基づいた論議がされたかということ、こういう報告は一度もなされていないんですね。ましてや昨年の幹事会の中では、広域事務組合の事務局長自身が、今、大規模改修をやったとしても、これ寿命は10年ぐらいきり延びないんですよ。速やかにこの全面改修の次期は来るんですよということを議事録の中にもちゃんと載っているじゃないですか。1年前にそういう話をしておきながら、今になるとそういうことには口をつぐんだまま、結局は民間に移譲するんだというやり方というのは、幹事会やなんかで話された内容とも矛盾するんじゃないかと思うんで、その辺の解釈をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、居室の関係でございますが、これは養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の附則2項によりまして第4項第1号であります。1人当たりの床面積が10.65平米と基準としては、20年9月1日に改正をされておりますが、これは当分の間適用しないというような形になっておりまして、じゃ、広域ではどういうふうな対応をしているかと言いますと、光風園の場合ですと、これまでの居室面積が10.22平米でございましたが、これまで和室対応のところを計画で順次洋室化にしまして、それを13.5平米に3.28平米増やして対応してきているわけでございますが、今回の大規模改修の中でも、それを全部改修しようということで、それはこれまでは26室完了していますけれども、今後の大規模改修の中には14室、予算概算工事費で2,500万円ほど計上して対応することにしておりまして、若

千畳2畳ほどの面積ではございますが、若干ではございますが、快適な状況が図られるのではないかと思います。また、そのほかの改修につきましては、これまで例えば屋根とかも含めて、あと浄化槽とかそれぞれ今回、1項目から8項目まで大規模改修ということで掲げてございますが、それがどのぐらい持つかというのを考えた場合に、例えば屋根とか外壁補修につきましては、これも経年による補修ということで1,773万8,000円ほど計上してございますが、これはこれまではそのとおり持ってきたものでございますので、それを更に補強するという考えでございます。あとまた、身障者トイレにつきましては、これまではなかったということがありますので、その必要性を考慮しまして、3か所ほど設置をします。あと浄化槽につきましても、今の段階では特に大きな問題は発生しておりませんけれども、ある程度経年劣化等も考慮しまして、浄化槽も入れ替えましょうということにしております。また、あと消防法に基づきます平成24年度からの義務化に伴いまして、スプリンクラーの設置を行います。それに併せまして受水槽、消火栓ポンプの改修も行いますので、これもかなりこれからの年数は大丈夫ではないかと思います。あと居室の暖房機につきましても、ある程度故障した分若干調子の不具合のあるものについては、22年度予算で対応するというところでございますけれども、それ以外の現在、通常動いている分につきましても、すべて経年等を考慮しまして交換するというようなことで、全部で8項目の大規模な修繕項目等を掲げてございますので、これからどのぐらい持つかというふうに考えますと、これまで経過してきた年数相当ぐらいは大丈夫ではないかと考えております。以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 課長、あまり飛び跳ねた答弁をすると、後で責任を問われるようになると思うので、議事録に残るので、今は30年経った光風園が大規模改修してきたから、今までと同じく60年持ちますという答弁ですよ、今のは。こんな根拠、いや建築士かなんかの資格を持って課長が答えられるなら私は理解しますが、そんなこと恐らくあり得ないんです。だから、幹事会の中でも事務局長は、去年までは大規模改修やったとしても寿命は10年ぐらいきり延びないんですと、ちゃんと議事録に載っているんでしょう。それをこんな形で答弁すると、後で責任を問われるような形になると思うので、そういう無責任なことはやっぱり私は求めてませんから言わない方が良くと思います。それだけ注意しておきたいと思います。

それから、老人保健法、私なぜ読み上げたかというところでですね、老人保健法にちゃんと自治体の負担を課しているにもかかわらず、この譲渡問題について、契約書の中では第11条で、施設が存在する町に費用負担を求めないものとするという項目を書き加えているんですよ。これは正に老人福祉法の方針からいけば、国や自治体はこの施設、このお年寄りの皆さん、高齢者の皆さんのやっぱり快適な生活を営むために必要な援助をするんだということをわざわざうたっているんですね。だから、これにわざわざ所在する町に費用負担を求めないものとするという項目をわざわざ後から書き加えると。これは考え方は分かりますよ。桑折町から意見書も出さ

れたものに答える形でわざわざこれ加えたんでしょう。これはいかに何と云うんですか、取って付けたような形は取らない方が良くと思うんですね。お年寄りの皆さんの尊厳をやっぱり傷つけることになっちゃいますよ、これは。川俣町では、福祉行政に対して一切費用負担はしないんだということを天下に明らかにするようなことになっちゃったら、町長がお年寄りから子どもまで安心できるまちづくりを進めるんだというものに、3期目の豊富で今、言っていながらね、だけど、形としては保育園も民営化します、光風園も民営化しますということで、町の行政から投げだそうとしているわけですが、これは、それだとしても、こういう項目まで加えて改めると、契約内容を改めるというやり方でやってくるというのは、これは正しい方向ではないんじゃないかと思うので、これらの見解もお尋ねしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

その協定書の中で立地町に負担を求めないとするという項目についての見解でありますけども、これについては、これは今まで広域行政でやってきております。その負担は旧は1市9町村でやってきたわけでありまして、今は2市3町であります。したがって、先程来、質問に出されております将来の安全、安心を守ると、入所者のサービスを低下させないようにするんだということについては、単に位置する町だけじゃなくて、これは従来の広域の中でそれを協議する場を設けないとまずいんじゃないか。そのようなことで、ここに立地町の負担を求めない、単独だけじゃないんだと。そして、先ほど申し上げましたけれども、来年の4月1日に共同の受け皿としての組織を広域問題に関する組織を立ち上げることにしたわけがあります。これには責任のある市長、町長が当然加わる組織としてやっていくわけがありますから、いろんな緊急の問題、あるいはまた想定外の問題が出た場合には、これは2市3町がこれからも将来にわたって責任を持って対応していくんだということでの姿勢でありますので、そういったことを踏まえてのこの内容でありますからご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そういう考えだったらわざわざこれ加える必要はないですよ。取って付けたみたいな。で、結局はいろいろとそれぞれの町から意見書やなんかが出てきたことによって、最初は企画担当課長の懇談会で処理するんだと言っていたものが、今度は首長まで加わってということになったわけですよ。しかし、首長が加わったとしても、先ほど一般質問に入る前に、企画財政課長がおっしゃられたように、川俣町の川俣ホーム建設の経過をこれはみんな知っているわけですよ。本来は3億円福島市が出すと言っていたものが、2億円にこぎられたために、川俣ホームは60床の施設きり造ることができなかったという、この苦い経験というのは、あれは負担割合も何も決まっていたんですよ、信達福祉会で。にもかかわらず、今の福島市の姿勢からいけば、そういうことがあり得るんですね。だから、

首長まで集まった組織だからといって、何にも安心できる内容じゃないですよ。そうだとすれば、今現在の広域、議員までちゃんと参加してやっていく組織で、負担割合まで均等割20%、あと人口割70%という負担割合に基づいて負担をするという、組織の原則をちゃんと貫いた方がどれだけ安心できるかということですよ、こんなこと加えるよりも。そういうものを後見に追いやってしまうというやり方で、急いで今解散しなくちゃならない理由は何もないと思うので、例えば負担割合だってきちっと何も決まっていなわけでしょう、いくらこんなこと言ったって。首長が参加すると言ったって。この去年までは幹事会の中では寿命は延びないですよと事務局長がちゃんと言っているわけですよ。それで、大規模改修はとにかく当面としてはやると。この課長が大規模改修して面積が増えると言ったって、それは2人の部屋でしょう、今。今は1人なんですよ。個室というのが基本になっているんです。個室で10.65ということでしょう。今は2人ででしょう。これは全然問題にすり違いですよ、私の質問に対しての。そういうまやかしみみたいな答弁は、あまりこの議会の場では好ましくないと思うのであえて注意しておきますが、そういう点で見ると、何も急いでやる必要はないんじゃないかというふうに思われるので、私は再考を願いたいと思うわけであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

質問のこの後年度の問題については、同じ私は考えだと思っております。と申し上げますのは、基本的な、何度も申し上げますけれども、入っている方に不安を与えない、将来にわたって大丈夫なんだということをじゃどこで担保するんだということであります。ですから、川俣町からの出されたことも真剣に踏まえて、これは管理者会でも時間をオーバーして議論をさせていただきました。その中で、じゃ管理者の方から臨時議会において、その受け皿期間としてそれを作るというようなことも発表するというようなことで確認をして臨時議会に臨んできたところでございますので、先ほど申し上げましたその後ほどの調整機関についてですね、しっかりとこれは機能していく機関としての組織でございますので、ご理解を賜って、この危惧されるところの不安、あるいはまた将来の安全、安心の確保できるものなんだということの理解に立っていただきたいと、そのようお願い申し上げる次第であります。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） まあ、これで安心しろこれで安心しろと町長盛んに言うわけですが、私は今まで議会の中でいろいろ川俣光風園の問題論議してきましたが、例えば昔のように老人組合議会のようなものをきちんと作るのであれば、これは安心してくださいと言われても安心できると思うんですよ。でも、それも作らないわけでしょう。川俣光風園は町立で造って、養護老人ホーム組合で運営をした経緯もあるんですね。その後、広域事務組合に移管したという。だったら元の組合を老人ホーム組合で運用しようということであれば、これは私は全く安心できるんですよ。

それをただ単に発足が企画担当課長のグループでやろうと。それじゃ何の価値もないだろうと言われれば、じゃ、首長も入りましょうというふうにどんどんどんどん変わっていくようでは、これはなんぼ安心しろと言われてもこれはだめなんですよね。ただ単に首長だけで行政は進むものじゃないわけでしょう。この議会と首長との両者の回転によって動く町長よく言うわけじゃないですか、議会はとにかく町政の両輪だなんか、言葉だけではだめなんですよ。その言葉だけが先走って、結果的には名古屋のように議会は無用論みたいなことになったんでは、これは民主主義は崩壊されてしまうので、これはやはり議会もちゃんと参加した組織としてやっていこうということになればならないと思うんですよね。それで、もっともう一つ大きな問題になっているのは、今、職員の待遇の問題でしょう。いわゆる官製のワーキングプアみたいなものですよね。行政が行う首切りですよ、言ってみれば。これでは民営化されるということで、約賃金は12万5,000円ぐらいに下がるんだと言われてはいるわけですが、ほとんどはやっぱり川俣から通勤している職員でしょう。川俣の職員が一番多いですよ。この川俣町の経済を豊かにするかどうかというのは、やはり川俣で働いている人たちの懐をどれだけ豊かにするかにかかってくるんですよ。今までの半分ぐらいの給料で働きなさいと言われては、これは川俣の商店街にいくら空き店舗対策だなんだとやっても、ここに買いに行く人は出てこないでしょう。懐を全く半値ぐらいに引き込めさせられたんでは。だから、そういう点でも大きな問題だと思うし、この職員の処遇の問題で今、どの程度まで解決しているのか、それも聞いておきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

職員の関係につきましては、雇用される法人の雇用規定に基づくものと思いますが、また、これまで広域事務組合の確認では、雇用を希望する職員に対しましては、適切に対応しているとのことでございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 非常に難しいんですが、理解できません。行政が行って、行政の指示のもとに結局分限免職になるわけでしょう、今、勤めている人というのは。分限免職にしておいて、適切に処理していると言われても、どこまでが適切なのか、これ分らないですよ。今いる職員の処遇は、どういうふうになるんですかと。言ってみれば首切りということは命を取るということですよね。正にそういうこととして受け止めていかないと、ましてやほとんどは川俣に居住している住民の問題ですから、町当局でももっと真剣に考えていかないと、これは大変なことになるのではないかなと思うので、再度お尋ねしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 先ほど答弁の中で、職員の方についてもふれた答弁を申し上げます。これについては、光風園の養護老人ホームの職員の皆さん方も組合を組織されまして、その抱えている課題、そのようなことについても管理者の方とも

交渉を重ねて、何回となく交渉してきました。その中において、再雇用の問題も含めながら話をしてきた経過の中では、退職金の問題も含めて、その要望等も解決したということの報告は受けております。細かくこの後どのような形で採用になるかについては、それは十分移譲先の法人の方にも申し上げておりますから、正式な採用ということでは当然するが、我々の方とすれば原則であります。そのようなことも申し上げてきておりますので、そのような雇用不安に陥らないように対応していくことも、今回の移譲に当たっては大事なことでありますので、適切な対応をしているものと私どもは理解しております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） やっぱり川俣の町で養護老人ホーム光風園に働いていた人たちが職を失うということはもう明らかなわけですね。光風園としての仕事は、これは分限免職という措置を取るということでしょうか。何人分限免職の措置を取って、何人採用されているんですか、今、新たに。労働条件はどういうふうに変化しているんですか。その辺をやはり明らかにしていかないと、これは川俣の住民の問題ですから。九州辺りの人たちが分限免職になったというんだったら、これはちょっと手の施しようがないかも分かりませんが、川俣に町民税を払っている人たちの問題ですからね、これはもうちょっと具体的につかんでいただかないと、これは理解得られないんじゃないかと思えますよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに退職となりまして、退職金を平成22年度に支払うような形でこれから計算が行われまして、あと組合議会での補正予算と退職金に関する予算の積算をして、あと町の方の負担となることとなっておりますけれども、また、新たな雇用に関しましては、それぞれ法人の中で面接等が行われておりまして、現段階では雇用を希望される職員の方は全員雇用される予定、あくまでもこれは予定でございますが、予定であるとの報告を受けております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） はい、企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 失礼しました。人数について答弁漏れございましたので、合計41名でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 41名の内訳は分かりませんが、いわゆる退職されるという感覚ではないですね。これは分限免職という形の処理。普通一般に言えば、首切りですね。正に官製首切りと言っても過言ではないんだと思うんですね。更に、これは民間の企業に働いている人間でしたらば、雇用保険やなんか掛けていますから、失業保険やなんかにつなぐということは考えられるんですが、公務員の場合は、これは想定していないんですね。だとすると、失業保険も何にもないんですね。言葉としては分限免職などという分かりにくい言葉を使っているわけではありますが、手のいい解雇ですよ。これは。解雇した人たちがどういう道をたどるのかというの

は、普通は民間なんかでも仕事の斡旋やなんかやっているところもありますが、これは41名がどういうふうになったんですか。41名が全員解雇で、そのうちの何人が採用されているのか、再就職を希望しているのか、この辺のことは恐らくつかめるでしょう。生活に責任を持つ機関だとすれば。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

職員の関係でございますが、まず、現在の職員数が正規職員が12名、臨時職員は26名、パート職員が6名の合計44名でございますけれども、雇用を希望されている職員の方は、正規職員が10名、臨時職員が25名、パート職員が6名の先ほど申し上げた41名でございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 41名の方は、新たな組織に採用されることになっているんですね。それだけ確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

雇用希望の職員の方は、新たな組織法人ですね、済生会の方の職員雇用となる予定となっております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 時間がないので私はもうやめますが、ただ、こういう形で整理されるということは、川俣町の経済にとっては大きな影響を及ぼすわけですね。この光風園については、納入業者やなんかも先の議会に請願書なんか出してきて、この納入業者の利益を守ってくれというようなことも訴えられているわけですよ。職員が新たに採用されたとしても、極端なことを言えば、次には半分ぐらいに減らされるとかなんかという悪条件が重なってくるわけですよ。これでは、やっぱりね、いわゆる笑顔が輝く町ということにはつながっていかないのではないかなと思うわけで、こういう点を今後のまちづくりにもっと真剣にやはりいかしていく必要があるのではないかなということを提起して、私の質問を終わりたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午後3時40分といたします。
(午後3時25分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。(午後3時40分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、10番議員 黒沢敏雄君の登壇を求めます。

黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 10番 黒沢でございます。私は、私、あるいは私の後援会に寄せられた要望の中から身近な問題をお聞きしたいと思います。

まず、一つ目は、土砂災害は大丈夫か。新助館跡地は大雨での災害を起こさないための対策は。この場所は西部工業団地としての土地であります。埋蔵文化財を発掘したところで丸裸の山になっております。今年は田代地区でもあったように、ゲリラ豪雨が多くあります。こういったことを考えたときに、その対策は大丈夫なのかということでお聞きしたいと思います。

二つ目は、用水堀に生活排水が流入、解決はいつということ、今後、小住宅住宅団地を造る場合、こういう問題を起こさないためにもお聞きしておきたいと思っております。羽田鶴巻地内における小住宅団地の生活排水が、用水路に流入している問題について、当局ではどのような進め方をしているのかについて伺います。

三つ目は、有害駆除の鳥獣を食用にというようなことでございます。今までは廃棄処分をしている有害鳥獣を食用販売にはできないか。福島市などほかの市町村では食用として認め、販売をも認めていると聞きますが、これからの当町の考えと指導はどのように進めるのかをお聞きしたい、その方向性を伺いたい。

以上3点についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 10番 黒沢敏雄議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目、土砂災害は大丈夫かの新助館跡地で大雨時に災害を起こさないための対策はについてのご質問でございますが、まず、遺跡調査の作業状況と現在の状況でございますが、作業状況は、面積約9,000平方メートル、厚さ約60センチメートルの表土を切り取り調査を行ったものでございます。切り取った土砂は約5,400立米程度でございまして、3か所に整地をしたところでございます。その内の2か所に土砂流失防止のため、沈砂池を作りながら整地をし、もう1か所は土量が少ないこともあり、敷地内の敷地を沈砂池として掘り下げるなどの対応をいたしたところでございます。現在の状況でございますが、遺跡調査を行った区域は地山がむき出しの状態でございますが、地山の状況は、安定しているところでございます。ご質問の大雨時の土砂災害についてでございますが、現在のところは地山及び沈砂池につきましては、安定しているものと判断をいたしております。現在の課題といたしましては、地山はむき出しになっておりますことから、雨による増水が予想されることと、下流における流量の増加と濁り水の流出と考えております。今後につきましては、現場状況を定期的に確認するとともに、ただいま申し上げました課題について検討を重ね、土砂災害が起これないように対応してまいりたいと考えてございます。

次に、第2点目、用水路に生活排水が流入、解決はいつかとのことでございます。場所は、川俣町大字羽田字鶴巻に所在する分譲地の合併浄化槽排水に関する件でございますが、ご質問の小住宅団地とは、川俣町大字羽田字鶴巻地内の旧コンビニエンスストア敷地を民間デベロッパーが取得し、平成19年以降、造成のうえ、宅地として分譲したものでございます。当該団地の合併浄化槽排水の放流先として、敷地内の道路側溝から国道114号の道路側溝へ放流することにつきまして、その水

が水田用水として利用されており、用水利用者10数名による水利組合があり、当該水利組合から農業用水への混入を避けてほしいとの意向が示されており、農業用水への混入を避けるため、別ルートへの放流を検討し、権利者と折衝いたしておりますが、承諾を得ることができず、今日に至っているものでございます。町は水利組合や関係者への働きかけを行ってきておりますが、今回の件については、デベロッパー、水利組合、別ルートの権利者との固有の問題であるものと考えをしているところでございます。今回の宅地分譲及びこれに付随する合併浄化槽排水の放流にあたっては、後々問題が残らないよう、当該土地に関して、デベロッパーが取得する以前の状況につきましても、詳細に把握され対処されるよう、また、当該地区を含め、関係者に対しても十分に説明を行いながら誠意をもって対処されよう、デベロッパーにも依頼をしているところでございます。

次に、第3点目の有害鳥獣を食用にの廃棄処分をしている有害鳥獣を食用に販売できないか。福島市などでは食用として認め、販売をも認めていると聞くが、これからの当町の考えと指導はどのように進めるのか方向を伺いたいとのご質問でございしますが、有害鳥獣を食用にすることについて、福島市へ問い合わせを行ったところでございますが、市としては食用及び販売については、特に認めてはいないとの回答をいただいたところでございます。町といたしましては、有害鳥獣として駆除されたイノシシを食用として販売している他市町村の情報を入手するとともに、視察研修等を行い、ご質問の趣旨の利活用が図られるよう検討してまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） ありがとうございます。まず、1番の問題ですが、大雨が降れば、裸の山というのはたちまち流れるわけです。ですから、そのような土砂が下にたまって、それが一時的に流れるというふうなことになる、やはりそういった面で災害が起きるのではないかというふうな懸念があるわけですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

先ほど町長が答弁申し上げておりましたが、地山の方は今現在は安定をしているということで認識をしております。また、現場も確認をさせていただいたところでありますが、あとは頂上付近とか、そういう土手とかにそのまま崩れるようなクラークと言いますか、ひび割れ等も起きていない状況でございまして、あと大雨時のいわゆる土砂の流出ということについては、下の方に沈砂池を設けておりまして、そこに砂がたまる状況になってございます。今の状況ですと、沈砂池が機能的に十分果たしているということで、それもまた安定をして崩れるというような状況ではないということで確認をしております。今後、課題等ということで町長が答弁申し上げましたが、その土砂の濁り水、または裸山になった関係で、若干その流用が多く出ているという状況も確認をしております。今後、そういう状況、今後の災害

に結びつく状況の部分が懸念されるものについては、いろいろ対応について課題として持っておりますので、検討して実施するような形で進めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） それだけ自信があるということは立派なことであります。ただ、私もその山に行ってきた経緯があるわけで、陰の方は確かに沈砂池とかなんかを準備しているようであります。ただ、雁ヶ作方面の方に来ますと、そういったものは全然私としては見当たらなかったというふうに思うわけですが、すべてに造ってあるのかどうかは私の見落とししたところであろうかとは思いますが、その辺のことはいかがかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

現場の状況でございますが、あの山自体の周辺を確認しますと、窪地となるものが3か所ほどございます。3か所と言いますのは、その頂上の方に雨が降った場合に3方向に窪がありますので、水が流れると。あと2か所については、沈砂池を新たに設けまして、あそこで砂がたまるような形をしていると。あともう1か所の方の土砂が廃土して整地をしたものについては、土量等には少ないということもございまして、また、既存の町で買収して敷地内の中に旧田んぼの部分だろうと思いますが、その部分に沈砂池の代わりになるものをということで掘り下げをさせていただきまして、そこに水が流れてそこで砂がたまるというような状況で確認もしてございまして、今のところは3か所とも状況的には問題がないということで判断をしたところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） そこまで言われると、あとという言葉はございませんので、安心して住民の方に伝えたいというふうに思います。

2番目ですが、合併浄化槽は100%でなくとも国が認めるものなんだというようなことで進めておるわけですが、ただ、設備するときは私の記憶ではいつも流水があるというところに排水は放水しろというような指導を受けたように賜った記憶があるんですが、そういったことは今はないんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

ご質問は、合併浄化槽の放流先について、流水のある場所を選んで放流せよと言う、そのような指導があるのかということでございます。そのような特にそこでなければならぬとか、そのようにしてくださいとか、そのようなことは町では申し上げてはおりませんので、お答えします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 実は近くに放水したいというのが大体設置者なんです。だけど、塩ビパイプで100メートルも運んで水の流れるところにやっているという

ような人もいますし、私なんかも合併浄化槽までいかれませんが、浄化槽はやっぱり女神川に放水するようになるといことで、そういうふうになっていますよ。堀であれば5メートル、10メートルで間に合うんですけど、やはりそこまで持っていけば何十メートルくらいある。そういう話等は、今まで約束事というか、最初の許可をもらうときにそういう話があったように思うんですが、今はしていないということでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

行政としては、そのようなご指導というのは申し上げておりません。その地区その地区というか、その地元の慣習というか、そのようなこととおやりになっているかどうかこれは別でございませけれども、行政としてはそのようなことは申し上げておりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 今はそこは大きな側溝があるわけですが、ただ、そうすると、悪臭というものは大きな排水溝から狭い用水路、そこに入るわけですね。だから、そういった意味で直接入ってしまうというようなことで、だいぶその耕作者の皆さん方は心配しているわけですね。臭いが濃くなるから。だけど、結局小住宅団地を許可したとき、認めたときですね、そんなときはそういうふうなことを考えなかったのかどうか。あるいはその人たちとその水利組合の人たちと相談をしたのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

ご質問の鶴巻所在の住宅団地の排水について、放流先については町としては近隣及び関係者の方と無用な紛争が生じないようによく調べてやってくださいというふうなことはお願いしております。確かに水利組合さんの方からは町にもいかなものかというふうな苦情というか、そういうお話はございました。でありますので、それらを解決すべく町としても町長が答弁で申しましたけれども、別ルートのことも含めまして折衝を行った経過は確かにございますが、過去の経過などからどうしても別ルートに放流することができないというふうなことが現状でございまして、行政としてはやはり介入できるのはそこまでだというふうなことでございます。これはもともと浄化槽の排水そのものの放流先については、これはいわゆるデベロッパーがおやりになることなんでしょうね。よって、問題のないように対処されたいということでお願いをしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 私も横文字一つも分からないものですから、デベロッパーというところ、どういうふうなこと、会社の名前なんですか、それともどういうふうな方法なのか、私はとんと分からないので、お聞きしたいです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

デベロッパー、いわゆる開発業者でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） ですから、こういった騒ぎになろうとは思わなかったとは思いますが、ただ、この開発許可ですね、それをするときにデベロッパーに任せてしまったということは、住民との話し合いがなかったということじゃないですか、この行政として。だから、今になってもこういう問題が起きていると。だから、私はこれから小住宅団地を造るときに、こういうふうなこともまた起きるのではないかとということで危惧しているわけですよ。だから、そういった意味において、町としては、そういった業者と住民の間に入って、そういうものをちゃんとしてから許可するというのが、これ当たり前じゃないのかというふうに思うわけですよ。それができていないときには今、何をすべきなんだということを私はお聞きしているわけですよ。ただ単に開発業者に任せているというふうなことは、町として私は放棄していると思うんです、そういうこと。だから、私はあえてそのときのことから話を聞いて、それを進めるべきではないのかというような話をお聞きしているだけで、そんなに難しく私は聞いていませんから。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 10番 黒沢敏雄議員の質問に答弁をいたします。

今、ご質問になっている案件でございますけれども、議員もご存じのとおり私も現場に行き、関係者の皆さんと話を聞いて、過去の歴史を聞かせてもらいました。私も何回も言っているんですけども、当事者にも言っているんですが、合併処理浄化槽を拒否されたらば、町で補助金も出して、国でもこの環境問題も含めて合併処理浄化槽を普及しているわけですよ。それを拒否することになるんですという話もしました。でも、それはそうだろうということも受けました。でも、現在の宅の前に1軒コンビニができました。そのときから問題があったんだそうです。水利組合とその開発するときもありまして、いわゆる質問にもありましたけれども、あれをつないで流してきたという経緯があったと。さかのぼっていけば、あの114号線の国道の仕事のときに、あそこに入れてしまえば、現場で話しているその時に、そうすると問題なかったんですね。私もなんでそのときにやらなかったのかと、過ぎた話なのでその問題。今、先程来、別な方という話が出てますけれども、そちらをいけばご覧のとおりすぐ行ってしまうんです。ですから、私もそこをやりたいたしまして、ちょっといろいろと当たってみました。みたんでありますけれども、その方はかたくなに拒否をされてまして、私も実際に行ってお話を伺いたいという思いを持っていたんですけども、町長なんてなんぼ行ったらだめだぞというぐるわの話もございました。この話はちょっと、今のは取り消します。そういうことで、行ってもなかなか理解が得られないというような話もございまして、今のところ十分協議を深めましょうという状態。ただ、質問にありますように、私も人口増も含めて、いわゆる活性化が小規模宅地については補助事業もやっておりますので、今、

議員が危惧されるようなことのないように、やっぱりこうしていかなくちゃならないと思っています。ひとえに開発業者だけの問題じゃなくて、そこに携わる関連する建設課なり産業課なり、環境保全の方の町民税務課なりですね、そういったものが一堂に会した中で、一度に対応できるような体制づくりが大事だと思っております。県の方に行っても開発する場合には窓口が1本になって、あるいはそこが関係する課を、係を集めて、町の話なども聞いてくれる体制になっておりますので、今後、今回のような問題点が発生しないように、未然にそういったことは対処しなければならぬということを今回の今、問題になっていることを踏まえて、改めて思いを新たにしたところでございますので、今後、そういうことのないように現在では取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、このことについても別にあきらめたわけではないんですが、話は、あきらめたというのを取り消します。継続して理解が得られるような取組みについて今後とも進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 現在の心境やなんかは十二分に分かりました。ただ、私最初というか、今の問題で聞いたのは、これを許可するときには行政ではどういうふうな指導をしてやったのかというときに、まだ返答がないですね、それは。だから、小住宅団地をやるときに、こういうふうな方向にしてくださいとか、こういうふうにしてくださいとかというのはなかったのかということなんです。そういうことまでは考えなかったんだというのであれば、その過去のことですからあまり深く追求しても、今、町長が先頭に立ってもできないことをみんなにやれと言っても、これは問題もあるからでもあります、ただ、今後そういうふうなことのないようにということで私は今、聞いているわけですから、確かに今のことは分かりますが、最初そこ始まったときはどうなのかなとだれでも思いますよ、これは。だから、そこを分かる人がいないと言えど何ともしようがないけど、一応そこをお聞きしたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 10番 黒沢敏雄議員の質問に答弁いたします。

この時点で、その担当は認識がなかった、確認しました。こういうことにならないようにということで、そしたら認識がなかったということでございまして、やっぱりこれなかなか複雑な問題がございまして、あまりよその地区ではあまりない事案かなと思っていました。ですからない中で、そのような開発業者との話を聞いて対応してきたということがございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 大変まじめな答弁をしていただきましてありがとうございます。ただ、下水を100%いいんだということは、確かに我々町で進めていることです、それをどうこう言うわけではありませんが、ただ、そういった場合に、下水の合併浄化槽を使っていないところなんかでは、坂下方式といいますか、そう

いった排水をパイプでそこまで持っていくというような、そういうような方式を坂下町ではやっているということなんですね。これは11月18日の福島民報に載っていたんですが、そういうような方向で町長が一生懸命やっても解決できない場合には、そういうような方向も話し合いの中で進められないかということに最終的にはならざるを得ないというか、そういうことをお聞きしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁を申し上げます。

現在もいろいろ方法を検討しているんでありますけども、そういった新たな方法についても今後、検討できるのであれば検討していきたいというふうに思っております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 大変ありがとうございました。今後は団地造成の場合には、そういったことも踏まえて、十二分に住民との対話をしながら進めていただきたいというふうに思います。

3番目ですが、これは私の聞き間違いだったのかなというふうにも思いますが、町としては結局最終的にはその駆除したものをどういうふうに最終的にしたいか。今までどおりにしたいのか、その辺もう一度伺いたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今現在、町の方で町長の方から駆除隊の方に駆除のお願いをして許可を出してやっているわけではありますが、その駆除の方法としては埋設ということで、埋めなさいというようなことで一応許可になってございます。今回のご質問の中で、それを食用に使えるかということでございまして、大変情動的に町の方でも少ないところもありますけれども、町長が答弁申し上げましたとおり、食用になるような形でどのようにすればなるのかというようなことで、今後いろいろと情報収集をさせていただいて検討していくということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） そういうふうなことであれば大変結構ですが、結局猟期に入れば、皆さん方はそういった食用うんぬんにやっていると思うんですよ。ただ、販売とかなんかになると、恐らくどのようにすればどうだというふうなノウハウがないというような話であります。ですから、そういった意味において、町でやはりほかの市町村、県外でもどこでもまちおこしのような材料になるかならないか、その辺も踏まえて、そして捕ったときの檻で捕ったりなんかしたときはと殺の仕方とか、そういうふうなこともすべて指導して、そしてそれをまちおこしの材料に使えるような、そんなふうな方向に持っていただければと思うわけですが、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、議員の方からご質問いただいたとおり、まちおこしの部分をやはり大事なことで思っております。せっかく食用として利活用するだけではなくて、そういうまちおこしにもつながるような状況も一緒に併せまして検討していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 前向きな答弁をいただきました。なかなか今までは前向きな答弁をしてくれる人ではなかったんですが、今回は大変前向きな姿勢をいただきました。これからは皆さん方、そういった町をつくるんだと、おれらの町をつくるんだという認識をもってやはり進んでいただきたい。後戻りでなくて前進のみというようなことで進んでもらえれば、私たち議員も安心して見ていられると、見守れるというふうなことにもなろうかと思えます。そういったことを希望しながら、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の一般質問の予定を終了いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。明日14日は引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後4時11分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 昆 久美子

同 署名議員 菅野 意美子